

予算特別委員会会議録

日時 平成21年3月17日（火） 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後4時55分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 高野 剛
副委員長 望月 清賢
委員 前島 茂松 深沢登志夫 土屋 直 中村 正則
大沢 軍治 渡辺 英機 石井 脩徳 堀内 富久
竹越 久高 岡 伸 金丸 直道 内田 健
中込 博文 白壁 賢一 安本 美紀 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 横内 正明
副知事 芦澤 薫
総務部長 古賀 浩史 知事政策局長 小松 重仁 企画部長 輿石 和正
福祉保健部長 小沼 省二 森林環境部長 戸島 義人
商工労働部長 廣瀬 正文 観光部長 進藤 一徳 農政部長 遠藤 順也
県土整備部長 下田 五郎 公営企業管理者 今村 修 教育長 ・ 瀬 孝嘉

議題 第25号 平成21年度山梨県一般会計予算
第26号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第27号 平成21年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第28号 平成21年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第29号 平成21年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第30号 平成21年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第31号 平成21年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第32号 平成21年度山梨県県税証紙特別会計予算
第33号 平成21年度山梨県集中管理特別会計予算
第34号 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第35号 平成21年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第36号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第37号 平成21年度山梨県公債管理特別会計予算
第38号 平成21年度山梨県営電気事業会計予算
第39号 平成21年度山梨県営温泉事業会計予算
第40号 平成21年度山梨県営地域振興事業会計予算
第41号 平成21年度山梨県営病院事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時5分から午後0時13分まで自由民主党の質疑を行い、休憩をはさみ午後1時32分から午後2時41分まで自民党新政会の質疑を行い、休憩をはさみ午後2時52分から午後3時37分までフォーラム政新の質疑を行い、さらに休憩をはさみ午後3時53分から午後4時55分まで自由民主党輝真会の質疑を行った。

主な質疑等

質疑

（最終処分場整備推進について）

中村委員

それでは、来年度の予算に関しまして、喫緊の課題、将来に向けた取り組みなどについて、幾つか質問をしてみたいと思います。

まず最初に、最終処分場の関係につきまして、質問をさせていただきたいと思います。明野廃棄物最終処分場については、いよいよ本年5月から操業開始の予定であります。平成6年に地元の説明会や先進地視察などが行われて以来、おおよそ15年が経過しており、事業の後戻りは許されません。

処分場の経営の収支計画は、今までの景気拡大の中での社会情勢を前提として策定されたもの。しかし、昨年来の急激に悪化している経済情勢下においては、全く収支見通しに影響を及ぼさないということは考えにくく、また採算性を疑問視する声が高まっている中で、このまま事業を運営していき、採算確保が困難となった場合には、将来の県民、県職員、議員に責任を押しつけることとなります。この事業は議会も承認しておりますが、現時点で、計画どおりの利益が確保できるか再検討が必要であり、その上で収支見通しに変更が生じた場合、現在携わっている者の責任として、採算の確保に向けた今後の対策を検討することが重要であります。こうした観点のもとに、以下質問に入りたいと思います。

まず、収支見通しの根拠について伺いたいと思います。事業主体である環境整備事業団は昨年5月に、1994年から2023年の30年間、事業の終了までに1,800万円の最終黒字になると試算しておりますが、その根拠についてまずお伺いしたいと思います。

戸島森林環境部長

1,800万円の黒字という、事業団の試算の根拠についてお答えをさせていただきたいと思います。まず、環境整備事業団がこれまでに処分場の整備に要した経費でございますが、平成6年から平成19年までの14年間で37億5,100万円。これには建設費19億3,000万円、調査費5億7,000万円という支出が入っております。それから、平成20年から管理が終了する平成35年までの16年間で、11億300万円の施設の維持管理費を含む35億9,400万円の支出を見込んでおり、環境整備事業団によりますと、概算収支で支出の総額は73億4,500万円となっております。また一方、収入の面でございますが、今後の運営費補助金を含む約24億3,500万円の国と県からの補助金や約49億1,200万円の料金収入を合わせまして、収入総額は73億6,300万円となり、収入から支出を差し引いた収支のトータルにつきましては、1,800万円の黒字を見込んでいる状況でございます。

中村委員

次に、受け入れ料金につきまして質問をいたします。総事業費が73億4,500万円、県と国の補助金が24億3,500万円ということで、49億1,000万円を料金収入で賄うという考え方で、最終的には1,800万円の黒字を出すという答弁でありますけれども、受け入れ料金については、最も多く見込んでいるがれき類の平均の料金が、安定型で5,886円、管理型で7,000円となっております。一方で、事業団が設定している単価は1万9,000円と聞いておりますけれども、実態調査の状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

戸島森林環境部長

がれき類につきましては、今、委員がおっしゃったとおりでございます。このほか、廃プラスチック類や建設系混合廃棄物など、安定型の品目について聞き取りを行っておりますが、廃プラスチック類につきましては、設定料金は2万2,000円でございますが、聞き取りの結果の平均料金については、安定型処分場は2万1,839円、管理型処分場は2万6,160円となっております。廃プラスチック類については、安定型であっても設定料金とほぼ同じ、管理型はさらに高い平均になっております。また、建設系混合廃棄物につきましては、設定は2万5,000円でございますが、安定型の平均値は1万3,669円、管理型は2万436円と、実際の聞き取り調査の数値の平均値は低いという状況でございます。

ただ、民間処分場では、それぞれ料金が異なっておりまして、例えば先ほど申した廃プラスチック類でございますが、明野の2万2,000円に対して、1万円から4万1,100円という幅がございます。それから、建設系混合廃棄物については、明野処分場の設定は2万5,000円ですが、1万900円から5万7,692円と、同じ品目でありまして、処分場によって、料金の非常に高いところと低いところがございまして、こうしたものの実態をさらに把握する必要があるのではないかと考えております。

総体で申し上げるならば、69社というのは、実態調査をした4,000社のうちの69社ということで、全部ということではもちろんないわけですが、これまでの聞き取りの中では、安定型処分場に持ち込めない管理型の品目は、おおむね妥当な水準だろうという反応が返ってきております。それから、安定型処分場へ持ち込める安定型の品目につきましては、確かに明野処分場より低い民間処分場もございます。平均も先ほど申したとおりでございます。このような状況でありますので、環境整備事業団では営業と情報収集を今もやっているわけですが、引き続き、こうした情報をしっかり把握、分析する中で、操業開始後におきまして、契約の状況などを見ながら、品目によっては料金の見直しについて検討を行う必要があるのではないかと考えております。

中村委員

県内の中間処理業者69社を対象として調査を行った結果、明野の廃棄物最終処分場の受け入れ見込み量の約7割を占める安定5品目について、同規模の管理型処分場への搬出量は約半分にとどまることが判明。さらに、残り半分は、管理型より受け入れ料金の安い、安定型処分場へ排出されているとのことでもあります。こうした状況の中で、どれだけ事業者が搬入の意向を持っているのかお伺いしたいと思います。

戸島森林環境部長

搬入の意向ということでございますが、おっしゃるように、管理型処分場が1万5,000トン、安定型処分場が1万4,000トン、合計2万9,000トンというのがこの69社の実態でございます。こういう中で、料金的な面とコスト面での折り合いをつけていくことが重要だと思っておりますが、まずは、設定料金より高い県外への搬出をしている業者の方は、間違いなく県内の明野のほうに入れてくれるのではないかと考えております。

そのほか、事業団は今、県内に処分場ができる、これは非常に近いということで、運搬費や、1日に何回も搬出ができるというメリットがありますというアピールを行っております。それから、ご承知のように、日本でもほんとう

に誇れる安全、安心な施設ということで、排出事業者には排出者責任として、安全な処理をすることが義務づけられておりますので、こうした安全性もアピール材料になるのではないかと考えております。こうしたメリットをしっかりとアピールしながら、あと、最初に申しあげましたコストの面につきましては、品目によって見直しの工夫などをする中で、できるだけ多くの事業者に利用していただけるように努力したいと考えております。

中村委員

稼働期間5年半で18品目の廃棄物を23万トン受け入れる計画となっているけれども、計画どおりに処分場が埋まるのか。また埋まるとするならば、品目ごとに年平均どのぐらいの量となる見通しか。できれば、安定型、管理型の品目ごとにお答えをいただきたいと思います。

戸島森林環境部長

年平均どのぐらいの量になるかというご質問でございます。平成15年から、把握できる直近のデータであります18年までの4年間の平均値をとって、この23万トンという受け入れの見込み量を出しております。品目ごとの受け入れ見込み量については、廃プラスチック類やがれき類などの安定5品目につきましては合計3万2,000トン、それから汚泥、木くずなどの管理型品目については合計約1万2,000トン、平年ベースで合計4万4,000トンを見込んでおりますが、当初からすべてというわけにはいきませんので、1年目はその8割の約3万6,000トンを見込んでおります。さらに今年度は5月下旬からの操業ということで、10カ月分の約3万トンの受け入れを見込んでおります。

環境整備事業団による69社からの聞き取り調査におきまして、現時点で把握している状況の中では、現在の収支計画で受け入れを見込んでいない石こうボード、建設系混合廃棄物、非飛散性アスベストなどは、一定量安定した受け入れが見込めるという状況もわかってまいりました。また、聞き取りの中で、処分場の開業に合わせて搬出を計画しようということをおっしゃってくれる業者さんもいると聞いております。とは申せ、経済情勢の急激な変化が今後長期にわたれば、受け入れ見込み量も不透明になることも予想されますので、しっかりと事業団と連携しまして、受け入れが十分になされ、処分場が十分に活用されるよう、努力していきたいと考えております。

中村委員

今、部長が答弁されましたけれども、明野の設定料金は他の処分場に比べて高い、また搬入の見通しも不透明さが残る。こういう状況の中で、料金収入で採算がとれるのか。また計画達成が困難と見込まれる状況となったときには、埋め立て期間の延長も検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

戸島森林環境部長

採算と期間についてのご質問をいただきました。明野の処分場につきましては、平成6年度から30年間という長い期間の中で1,800万円の黒字を見込んでおります。こうした状況で、今、聞き取り等を行って状況を分析する中では、プラス要因とマイナス要因が考えられます。プラスの要因としましては、先ほど申しあげましたが、当初の収支計画では受け入れを見込んでいなかった比較的単価の高い品目が、一定量安定して見込めるということがございます。一方、心配な要因としましては、経済情勢などの面での受け入れ量の今後の見通しになるわけでございます。ただ、今、この段階では、そのプラス要因、マイナス要因は非常に不確定な状況がございまして、昨年5月の環境整備事業団

の収支見通しを前提として考えていかざるを得ないと認識しているところでございます。

次に、期間についてのご質問でございますが、埋め立て期間の延長につきましては、民間はもとより、一般的な処分場であれば、埋め立て期間を延長して、処分場の延命化を図っていくというのが一般的な経営形態でありまして、埋め立て期間の延長が経営上の緩衝装置の役割を果たすということになるわけですが、明野処分場の場合には、埋め立て期間が5.5年に限定されているということが非常に大きなポイントかと思えます。とはいえ、埋め立て期間につきましては、公害防止協定をはじめ、地元との約束がございます。地元との信頼関係が処分場の建設には最も重要でございます、これは大変重く受けとめており、5.5年を前提としていきたいと考えております。

中村委員

次に、操業に向けた取り組み姿勢についてお伺いしたいと思います。明野の廃棄物最終処分場は、廃棄物の自県内処理を目的として、公共関与により整備を進めてきたところです。こうしたことも踏まえまして、事業者に対する自県内処理への協力要請を徹底していくことがまず望まれますが、そのことについてはいかがですか。

また、先日、土木森林環境委員会で、参考人招致の中で、環境整備事業団から、収支見通しについては赤字になる場合もあり得るとの発言がありました。さらに、収支については、境川の寺尾地区の次期処分場も含めて考えるなどという甘い話もあるように伺いましたけれども、これはまことに遺憾だと思えます。採算は明野処分場での確保が大前提でありまして、次期処分場も含めてなどという話をされるということは、あってはならないことだと思えます。明野は明野で収支均衡を図ることに強い使命感を持って取り組むことが非常に大切だと思えますけれども、そのことについてはいかがですか。

戸島森林環境部長

自県内処理の徹底と明野での収支均衡という2つの話かと思えます。まず自県内処理につきましては、残余年数が逼迫する全国的な状況の中で、県内の産業界からの強い要請で事業団が設立され、明野処分場の整備が、県の重要な施策として公共関与で進められてきました。自県内処理というのは、県の施策の目標であると同時に、県内産業界の要請でもあるという状況の中で、事業団の中には産業界の代表者の方々にもお入りいただいております。そういった方々にも一緒にさせていただきながら、現在、周知と宣伝を行って、自県内処理を徹底するように働きかけをしているところでございます。

具体的には、パンフレットを4,000部ほど用意して、経済関係の団体に配付する、あるいは見学会なども行って現場を見てもらうということもしております。また、先ほど来出ております、中間処理業者への情報収集兼お願い、働きかけ、それから今は、多量排出事業者に対しても個別に訪問して、こうした明野のアピールをしながら、自県内処理について働きかけをしているところでございます。引き続き、積極的な営業活動を行う中で、県としても事業団と連携して、できるだけ多くの事業者を利用され、自県内処理が徹底するように最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

もう1点、収支につきましては、明野処分場の収支状況を私どももしっかり見る中で、さらに気持ちを引き締めまして、環境整備事業団をしっかりと指導し、また連携もする中で、収支均衡に向け、最大の努力をしてまいりたいと考えております。

中村委員

今の答弁を聞いておりまして、明野は明野でしっかり均衡を図ることが大前提だと思えます。境川の寺尾地区も含めてやればよいという事業団の発言は、ほんとうに無責任な発言だと思えます。向こうは今からスタートする事業ですから、まず明野をしっかりと、県が、そして事業団が取り組む。それから、境川の寺尾地区の取り組みについては、やはりしっかりとした体制をとり、事業団と県とのコミュニケーションをしっかりとってもらうことが非常に大切だと思えます。私ども議会で承認している以上は、やはりその重みをしっかりと受けとめていかなければならないと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

最後になりますけれども、知事にご質問させていただきます。横内知事は定例記者会見で、環境整備事業団や担当部局長の考え方を聞いた上で、見直しが必要か判断したいと述べられております。再度見直しをすべきと思えますが、改めて知事のご所見をお伺ひしたいと思えます。

横内知事

今まで再三申し上げておりますけれども、現在、環境整備事業団が公表しております収支計画は、最新のデータであります、平成15年から平成18年までの4年間の産業廃棄物実態調査の内容に基づきまして試算しているものでありまして、事業団が設立された平成6年から、管理が終了する平成35年までの30年間の収支を見積もり、この30年間で約1,800万円の黒字が生ずるとしているものでございます。

しかしながら、これは収支の見通しでございますから、当然のことながら、情勢の変化等が生ずれば、これは変動し得る可能性はあるわけでございます。具体的には、今、部長も言っておりましたけれども、例えばこの収支にプラスになる要因といたしましては、今年の1月に行われた69の中間処理業者の聞き取り調査によりますと、従来の収支計画では全くゼロだと見込んでおりました、例えば石こうボード、あるいは建設系混合廃棄物はかなりの量があって、それが安定的に入ると。こういったものは受け入れの単価も高いですから、そうだとすると、採算面ではプラスに作用するということがあります。逆に収支にマイナスの面といたしましては、何といたしても、この世界同時不況と言われる大不況の中で、これが長引きますと、生産が減りますから、そうすると、廃棄物処理量も減ってくる。そうすると、明野へ入ってくるものも減ってくるという影響が出てくることになるわけであります。

いずれにいたしましても、今の段階で正確に収支の見通しを予測するというのはなかなか困難であります。とりわけ、今の世界不況の状況がこれからどうなっていくのかということを見通せと言われても、これはなかなか現実的には難しいわけでございます。しかし、一方において、2カ月後には施設が完成して、埋め立てが始まるわけであります。埋め立てが始まりまして、廃棄物が入ってくる。そうすると、1カ月、3カ月たち、実績がだんだん出てまいります。6カ月ぐらいたってくると、どのような廃棄物がどれだけ入ってくるかというのは、ある程度、実績として積み重なってまいります。それから、6カ月という12月ぐらいになるわけでありますけれども、そのころになると、経済の状況についても、あるいはある程度見通しがつくような状況になってくるかもしれません。

そのような状況でありますので、今後の私の方針としては、1点目といたしまして、埋め立て開始後、つまり、5月からであります、半年をめどとして、その間搬入されてくる実績を勘案しながら、収支の見直しを行うことにしたいと考えております。2点目といたしましては、これは当然のことではありますが、常に最大限の営業努力。委員がおっしゃいましたように、境川に持っていけば

いいではないかとかそのようなことではなくて、明野は明野として最大限の営業努力を行うと同時に、受け入れ料金についても弾力的な見直しを行って、収支の改善に努力していきたいと考えております。そして、3点目といたしまして、環境整備事業団の中に学識経験者等による第三者機関を設置いたしまして、先ほど申し上げました収支の見直し、あるいは事業団の経営について、県民の視点から客観的かつ公正に審査をしていただくことにして、県民の理解を得ながら、収支の見直し、事業団の経営を今後進めていきたいと考えております。

（山梨リニア実験線、リニア中央新幹線について）

中村委員

次に、山梨リニア実験線とリニア中央新幹線について質問をさせていただきたいと思います。山梨リニア実験線は、平成9年4月に、先行区間での走行試験が開始されました。実験線誘致から、これまでさまざまな場面においてリニア実験線に深くかかわってきた私ですけれども、地元住民の皆さんから「ほんとうにリニアはできるのだろうか」という不安な声が、私の耳にも聞こえてまいりました。

それが、平成18年9月にJR東海がリニア実験線の一般区間の建設計画を発表してから、ここ一、二年、地元での説明会も頻繁に開催されるようになり、リニア実験線も、平成25年度末の全線完成に向けて本格的に動き出したと実感しております。トンネルにつきましては既に工事が進められており、明かりの区間についても順次工事が進められるものと思います。

そこでまず第一に、山梨リニア実験線の延伸工事の進捗状況について、また今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

興石企画部長

リニア実験線の延伸工事の進捗状況と今後の状況でございますが、リニア実験線の工事につきましては、委員ご存じのとおり、トンネル区間と明かり区間とに大きく分かれるわけでございます。このうち、トンネル区間につきましては、昨年の5月に都留市で建設に着手して以来、7工区すべての区間においてトンネル工事に着工しているところでございます。また、明かり区間につきましても、現在すべての地区で事業説明会を終えまして、今後、契約手続が済み次第、本年夏前になると思いますけれども、順次工事にとりかかることになっていると聞いております。

それから、事業者のJR東海と鉄道運輸機構は、実験線建設計画のとおり、平成25年度末の完成に向けて鋭意努力しているところでございまして、県におきましても、関係する保安林の解除等、諸法令の調整であるとか、関連公共事業の実施などについて、できる限りの協力をしていきたいと考えております。

中村委員

実験線の用地買収の進捗状況についてお伺いします。県は実験線の用地買収にかかわる業務を受託しまして、完全取得に向けて懸命に取り組んでいることは承知しております。実験線全線の早期完成のためには、実験線用地の1日も早い完全取得が必要と考えます。

そこで、現在までの用地買収の状況について伺いたいと思います。特に未買収地の関係についてはいろいろと問題があることも承知はしておりますが、よろしくお伺いしたいと思います。

興石企画部長

用地買収の進捗状況は、現在、買収予定面積が約34万6,000平方メートルでございます。それに対しまして、既に買収した面積は34万5,000平方メートルで、進捗率につきましては99.8%となっているところでございます。昨年度末、未買収地は8件ございましたけれども、900人弱の相続

関係人がおります共有地であるとか、権利関係が複雑な案件などの6件が解決いたしまして、残りは2件で、面積といたしまして約560平方メートルとなっております。この2件につきましても相続など複雑な問題を抱えているわけですが、最近、話し合いに応じただけの状況になりましたので、これからも早期解決に向けまして努力をしていきたいと考えております。

中村委員

次に、変電所の建設予定地について質問したいと思います。境川の前間田地区の5ヘクタールの変電所建設予定地が現在、トンネル等から出た残土置き場になっております。また、地元では、将来的にはそこが公園になるのではないかと、そのかわりに、同じく境川の藤壘地区、これは県所有の土捨て場ですが、ここに変電所ができるのではないかとというようなさまざまなうわさが出ております。

そこで、変電所の建設予定地及び境川の土捨て場について、今後どのように利用していくのか伺いたいと思います。

輿石企画部長

笛吹市境川町前間田の変電所建設予定地につきましては4.7ヘクタールあるわけですが、実験線の当初計画におきましては、都留市と境川町に変電所を建設する予定で鉄道運輸機構が取得したものでありますが、委員ご指摘のとおり、最近まで長い間手つかずの状態となっております。

変電所につきましては、実験線が将来的に営業線になることが確実視される状況におきまして、実験線ということではなくて、営業線の変電所をどこに設置したらいいかということについて現在検討している段階であるということでございます。当面、境川町の変電所建設予定地につきましては、境川土捨て場への土砂運搬が可能となる本年の秋ごろまでの間、仮の土砂置き場として使用することとしておりまして、その後につきましては、保守とか建設作業ヤードとしての利用を考えているということでございます。それから、走行試験終了後の利用につきましては、営業線全体計画の中で検討するという事になっておりまして、現在のところ詳細は決まっていなくて聞いております。

それからまた、県有地でございます境川土捨て場の跡地利用につきましても、現在のところ何も決まっておらず、今後の課題だと考えております。新たな利用が計画される場合には、地元の皆様に十分な説明をしまして、理解を得ながら進めていく考えでございます。

中村委員

現在のところ計画は決まっていなくてという答弁ですが、地域では、まだ決まっていなくてそのまますると荒地になってしまうということに非常に心配しております。したがって、当該用地に例えば営業線の車両基地や見学施設などを設置して、全線完成後のリニア実験線を活用して試乗会を実施するというような有効な活用を考えるべきではないかという意見が非常にあります。そういうことに対しまして、県当局としても、これから当然JR東海との打ち合わせもあろうかと思っておりますけれども、その辺についての見通しはいかがでしょうか。

輿石企画部長

変電所建設予定地の走行試験終了後の利用については、営業線の全体計画の中で検討することになっておりまして、現時点では詳細は決まっていなくてということですが、可能性といたしましては、いろいろな利用も考えられると思っております。営業線を見据えた利用方法がまとまり次第、速やかに地元の皆様にご説明申し上げて理解を得ながら進めていくように、事業者に要請してまいりたいと思っております。それから、用地の管理につきましても、万全

を期すように指導していきたいと思っております。

それから、私どもとしてもリニアの試乗会の復活をJR東海に要望しているところであり、まだ具体的な明確な回答をいただいておりますけれども、今後も試乗会が復活できるように要望していきたいと思っております。

中村委員

試乗会の要望を積極的にしていくということはぜひお願いしたいと思いません。それで、計画として、21年から25年で実験線を完成し、25年から28年の3年間で走行試験をするというJR東海の計画ですが、そうしますと、約9年間あるわけですが、この間どのようにするのかということも、やはりこれからの大きな課題として十分検討する必要があると思えます。ただ9年間、工事をしているからといって、そのままほっておく手はないと思えます。私はそのことについて、県当局としてJR東海としっかり話をしなければいけないと思えますが、いかがですか。

興石企画部長

今の中村委員のご意見を踏まえまして、JR東海に強力に要望していきたいと思っております。

中村委員

次に地元調整についてお伺いしますが、リニア中央新幹線の早期実現のためには、全国新幹線鉄道整備法の基本計画路線である中央新幹線が整備計画路線に格上げされることが重要であると考えます。現在、供給輸送力や建設費などの追加4項目の調査とともにJR東海との間で地元調整が行われていることは承知しておりますが、この地元調整に時間を要し、整備期間の決定がおくれるようなことがあってはならないと思っております。

そこで、現在どの程度まで地元調整が進んでいるのか、また地元調整に要する期間はどのくらいと考えているのかお伺いしたいと思います。

興石企画部長

地元調整は、現在、月一、二回程度のペースで開催される予定となっております。今年1月29日に第1回目を、第2回目を2月27日に行ったところでございます。これまでのところはリニア中央新幹線の役割であるとか、超電動磁気浮上式鉄道の技術特性、また各都県からの質疑等、JR東海から説明を受けたところで、リニアについての相互理解を深める段階であるということでございます。といいますのは、山梨県以外につきましては、長野県にしてみてもそうですけれども、リニアの特性など、事情を知らないところがございまして、初めから説明していくということですので、そのような進捗状況でございます。

今後、ルートや駅の設置の考え方、費用負担や地元協力のあり方などを協議する予定でございます。また、地元調整につきましては、特段期間は設けられておりませんが、JR東海といたしましては、平成21年度末までには地元調整を終わらせたいという希望を持っているようでございます。ご存じのように、地元調整は、全国新幹線鉄道整備法の手続の進捗に合わせまして段階的に進められるもので、今回の地元調整は、当面、整備計画の決定に必要な、幅20キロの概略ルートや大まかな駅の設置につきまして調整が図られていくことになるかと考えております。

中村委員

次にリニアの新駅についてお伺いします。リニアの新駅は本県の将来を考える上で欠くことのできないものでありまして、駅がどこにできるのかということについて、最近、県民の関心が非常に高まっております。私はリニアの超高速という特性から、県内に複数の駅ができるということは不可能だということとは十分わかっておりますが、私の地元である笛吹市をはじめとして、県内の幾

つかの地域から、リニアの駅を誘致してもらいたいという要望が出ております。

また、駅設置に要する費用に関しては、地上の駅でおよそ200億円、地下の駅では1,000億円を超えると仄聞しております。JR東海は、リニアの駅の費用について、地元負担が原則との考えを示しておりますけれども、JR東海の駅についての考え方に対し、県がどのようなスタンスで協議に臨んでいるのかお伺いしたいと思います。

輿石企画部長

リニアの新駅についてのJR東海の基本的な考え方につきましては、始発、終着の拠点駅はJR東海が設置をし、中間駅については、リニアの高速性を損なわない程度に設置をするけれども、その費用は地元負担が原則というものでございます。

それに対しまして、本県といたしましては、全国新幹線鉄道整備法の目的でもございます地域振興の観点から、県内への中間駅の設置は当然である、駅はまた鉄道設置の一部であるから、鉄道事業者のJR東海が設置をし、負担をしてもらいたいという考え方を基本に協議を進めていく考えでございます。それから、2月27日と先ほど申し上げましたけれども、第2回目の地元調整の席上、委員の地元でもございます峡東地域など県内4地域のリニア新駅の誘致要望につきまして、JR東海に伝えました。また中間駅につきましても、JR東海の負担による建設を要望したところでございます。

中村委員

ぜひ努力をしていただくわけですが、私が一番懸念しておりますのは、地上の駅をつくるのに200億円かかる、地下の駅では1,000億円かかるという状況です。これを地元負担というのは大変なことです。したがって、これが今度の鉄道整備法の中で格上げになれば、当然国の負担もあるわけです。そういうことの整合性を含めた形の中で、駅をつくる場合でも、地元負担200億円に対する軽減措置を当然考えていくような形で今後計画していく必要があると思いますが、その辺についての考え方はいかがですか。

輿石企画部長

駅の負担につきましては、まだ地元調整の話題に上った程度で、山梨県ばかりでなく、隣の神奈川、長野とか愛知などもそのようなことがあるわけですから、そういったところと連携を図りながら、対応していきたいと思っております。

中村委員

最後に、リニア中央新幹線の活用推進事業についてお伺いします。平成25年度完成のリニア実験線から受けるインパクトは非常に大きいものがあります。世界に誇れる富士山、世界一速いリニアモーターカーを最大限に生かして、山梨県の活力、魅力を世界に発信し、この山梨が世界に羽ばたく大きなチャンスだと考えます。将来設置される新駅を単なる通過駅としないためにも、県として、活用方策、整備基盤をしっかりと検討する必要があると思っております。座して待つことなく、夢の実現に向け、大いなる希望と自信を持って県政を推進していくために、リニア中央新幹線を活用した県全体の活性化方策に取り組んでいくことはまさに時宜を得たものだと思います。

そこで、リニア中央新幹線活用推進事業に対する知事のご所見をお伺いしたいと思います。

横内知事

委員のご指摘がありましたように、このリニア中央新幹線ができますと、東京まで15分ということになるわけでありまして、山梨県が別の県になるぐらいの飛躍的な立地条件の改善があり、非常に大きなインパクトが発生するだろ

うと思っております。

そこで、座して待たないでというお話がございましたけれども、確かに、早いうちからこのリニアを活用した本県経済の活性化策あるいは県民生活の向上策について検討して、早いうちから準備をし、施策を進めていく必要があると思います。また、とりわけこのリニアの効果を県土全域に及ぼしていくために、新駅、リニアの駅と県内各地とを結ぶアクセスについて、道路なり、鉄道なり、そういったもののアクセスの整備については、早い段階から計画を決めて整備をしていく必要があると考えております。

そこで、明年度におきましては、まず第1点目といたしまして、県庁の中にリニア中央新幹線建設推進本部を設置いたしまして、部局横断的に県庁組織を挙げて、リニアの建設、それに関連する活性化策の推進に取り組んでいく試みを一層強化したいと思っております。また、リニアが完成したときに山梨県に大きなインパクトがあるわけですが、その辺の山梨県における効果を明らかにしていくために、リニア影響基礎調査というようなものを実施したいと考えております。さらに3点目といたしまして、有識者等によりますリニア活用推進懇話会を設けまして、リニアをいかに有効に活用していくかといったことについて有識者の意見を聞き、リニア活用策についての検討を開始したいと思っております。

（中小企業の総合支援策について）

中村委員

次に、総合的な中小企業の支援策についてお伺いしたいと思います。知事は、本年の県政の最大の課題は不況対策とし、またこうしたときにこそ、将来に向けて施策も推進していかなければならないとしております。昨年来の世界経済の急速な悪化は、本県の産業を支える中小企業に大きな影響を及ぼしております。しかしながら、景気は必ず循環するものであり、知事が常に指摘されているとおり、こういう状況だからこそ、中小企業は次のステージを見据えて強力に取り組んでいくことが大事だと考えます。深刻な情勢を考えますと、今こそ技術革新、経営革新、販路開拓、金融などさまざまな側面から総合的な中小企業支援策を展開すべきと考えます。

そこで、景気回復を見据えた中小企業対策についてのお考えを伺いたいと思います。まず第一に、中小企業事業化サポート事業についてであります。新たな中小企業支援施策として、中小企業事業化サポート事業を展開されていくということでありまして、本事業を進める背景やその理念についてお伺いしたいと思います。

廣瀬商工労働部長

大変厳しい経済情勢の中で本県経済を活性化していくために、中小企業の活力向上が不可欠だということは論を待たないところでございます。本県の中小企業におきましても、こうしたときこそピンチをチャンスに変える発想を持ち、景気回復を見据えた技術革新、経営革新あるいは新事業創出といった新たな成長の糧づくりに取り組むことが重要であるということは、ただいまの委員のご指摘のとおりでございます。

しかし、県内の中小企業を見ますと、漠然とした事業化の構想はございますけれども、実現までの手立てがよくわからないとか、いい技術を持っている、あるいは事業化に着手しているが、販路開拓等の手法がわからないといった課題や悩みを抱えているところが大変多くございまして、またそういったことを抱えていながら、支援機関に相談していないということも見られます。また一方、中小企業の支援策につきましても、県だけでなく、国あるいは関係団体

におきまして、さまざまな事業が今、用意されておりますけれども、個々の中小企業にとりましては、こういった支援策をどの段階でどのように活用したらよいかということもよくわかっていない例も少なくないわけでございます。

そこで、こうした課題や悩みに対応した総合的な支援を行うために、12月の補正予算におきまして、中小企業事業化サポート事業を創設させていただきました。次年度も引き続きこの事業を推進いたしまして、中小企業の背中を後押しして、本県の中小企業のいわゆる体質といたしますか、構造的な転換に結びつくような取り組みへの調整を促していきたいと考えております。

中村委員 サポート事業の内容についてですが、その取り組み状況と21年度における進め方についてお伺いしたいと思います。

廣瀬商工労働部長

中小企業事業化サポート事業は、県と支援機関が一体となりまして、中小企業を訪問いたしまして、課題とか悩みについて相談に応じる中で、隠れた経営資源を積極的に発掘いたしまして、研究開発から製品化あるいは販路開拓までを総合的に支えていこうというものでございます。具体的には、全国規模で活動しております、指導ノウハウとか事業化支援事例が豊富な方を、プロジェクトマネジャーとしてやまなし産業支援機構に配置いたしまして、新商品、新市場獲得のための事業計画の作成とか、国、県のさまざまな各種支援策の導入を指導、助言する。そういったことによりまして、事業の成功に向けた細やかな支援をしていこうというものでございます。

これまでの状況は、県と支援機関とによりまして約300件の企業訪問を実施いたしまして、プロジェクトマネジャーの会議もこれまで4回開催いたしまして、必要な支援策の検討を行っているところでございます。その結果、25件の案件につきまして支援検討を行っているところでございますけれども、現在までに15件について具体的な支援を開始したところでございます。なお、事業を実施していく中で、中小企業や関係機関からは、時宜を得ている部分が非常にあるという評価の声もいただいているところでございますので、来年度におきましても、支援体制としてこのプロジェクトマネジャーをさらに強化し、強力な支援を行っていく考えでございます。

中村委員 次に、地域力連携拠点のこれまでの活動実績についてご答弁をお願いしたいと思います。

廣瀬商工労働部長

地域力連携拠点については、昨年5月に全国で316機関が採択されまして、5月30日から事業を開始したところでございます。本県では、やまなし産業支援機構をはじめ、商工会連合会、山梨中央銀行など、6カ所が採択になったところでございます。また本県では、他県にない、地域力連携拠点会議を設置いたしまして、拠点事業をさらに効果的に実施できるような支援体制をとってきたところでございます。

活動状況については、5月の終わりからスタートしまして、今年の2月末までに、相談件数が3,652件ございました。応援コーディネーターが各機関におりますので、こういった方々の派遣とか、各種セミナーの開催、あるいはビジネスマッチングの実施、地域資源活用プログラムや農商工連携といったことについての施策への認定にも向けて取り組みを実施してきたところでございます。

これまで連携拠点会議については6回開催をいたしまして、拠点間の情報交換や事業調整を行ってきましたけれども、来年度におきましても、県内の中小企業の経営力の向上、創業・再チャレンジ、さらに事業承継といった課題についてこうした拠点が効果的に事業を実施できるよう、私どもも継続的な支援をしていくつもりでございます。

中村委員 今、国が進めております連携拠点と県が進めているサポート事業が、お互いに連携することによってより効果的な中小企業者の支援が行えると考えますが、このことについてはいかがでしょうか。

廣瀬商工労働部長

サポート事業のほうは、中小企業の課題、悩みといったものに対しまして、県と支援機関が一体となって積極的に企業訪問を今行っておりますけれども、そういったことを通じて、埋もれている事業シーズの見つけ出しを行っております。そういったものに気づかない、あるいは、漠然と「うちにはこういうよさがあるんだけど」という企業で、そういったことを認識できるようにしていきたいというところを対象として実施しております。

一方、地域力連携拠点事業は、自社の事業シーズといえますか、よさには気づいているんだけど具体的に事業展開の実現方法がよくわからないという中小企業が、自発的に相談しているというところを支援していこうというもので、中小企業サポート事業のほうでは、地域力連携拠点に配置されています応援コーディネーターの支援では十分ケアが行き届かない部分がございますので、そういったところに対しまして、プロジェクトマネージャーが積極的に支援を行って事業化につなげていくということでございます。

今、委員のご指摘のとおり、サポート事業と地域力連携拠点事業という両方の事業が強力に連携することは大変重要なことございまして、そういった面で、私どももこの連携を図りながら、より一層、中小企業の構造転換につなげていきたいと考えています。

中村委員 先般、日経新聞にも報道されましたけれども、山梨、多摩、諏訪地域の広域的な産業連携ということで、中央道沿線広域産業連携推進事業を、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。具体的にどのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

廣瀬商工労働部長

中央道沿線広域産業連携推進事業は、中央道沿線の本県、多摩地域、あるいは諏訪地域の企業のニーズがどういったところにあるのか、また、それらを連携することによってどういう効果がもたらされるのか、さらにそういうことを含めたポテンシャルといったものの調査をしたり、その調査とあわせて有識者にヒアリングを実施して、これからのいわゆるシーズの発掘につなげていくことにより、それぞれの地域の持つ強み、あるいは弱みをかなりはっきりさせる中で、どういう連携の形が一番いいのかということ調査、検討していくものでございます。

そういったものが一定の段階で出てまいりますので、その段階で、産業支援機構等の地域力連携拠点に、広域的なクラスターマネージャーを新たに設置いたしまして、多摩、諏訪両地域との広域連携につなげていきたいと考えております。またそのために、多摩地域等で開催される産業見本市といったものに対する本県の企業の出展計画も一部、助成をしていきたいと考えております。その

ことによりまして、この地域内の広域的な取引の拡大を促していきたいと考えております。また、こうした連携を通じまして、本県の中小企業の皆さんに、多摩、諏訪地域のノウハウ、あるいは経営資源を身につけていただきまして、取引先の拡大だとか、先ほどから申し上げている構造転換、あるいは下請けからの脱却を図っていききたいと考えております。

中村委員 先行き不透明の、非常に未曾有の不況下にありまして、経済活性化対策への取り組みは、知事が先頭に立ってやっておられることは十分承知しておりますけれども、知事の決意を最後にお伺いしたいと思います。

横内知事 非常に厳しい、戦後最悪と言われるような経済情勢の中で本県経済の活性化を推進していくため、具体的にどういう方向で取り組んでいくかということですが、1点目といたしましては、言うまでもなく、この不況を県内企業が何とか乗り切ってもらうための景気対策、あるいは失業者を救済するための雇用対策、そういった緊急の景気対策に力を入れていかなければならないと思っております。昨年来、2回にわたる活力創出事業だとか、今年1月に入って、県独自の雇用創出事業も行いましたけれども、国の施策とも連携をとりながら、明年度においても、中小企業者に対する資金繰りの支援、あるいは新規の雇用創出といった緊急の経済・雇用対策を適時適切に切れ目なく進めていきたいと思っております。

同時に2点目といたしまして、委員から先ほど来もお話がありましたけれども、企業の経営者の皆さんにはこの不況を歯を食いしばって乗り切ってもらいたいわけでありまして、それだけではなくて、景気はいつかは回復してくるわけでありまして、その回復してくる状況を見越しながら、自分たちの企業を将来どういう方向に持っていくのかという長期的な視点に立った準備とか布石をぜひ打って行ってほしい。

よく言われることではありますが、不況のときに新しい発展の種みたいなものをしっかりと育てていって、景気がよくなったときに大きく飛躍をしていくということを繰り返していった企業が成長していくわけでありましてけれども、本県の中小企業においても、ぜひそういう次なる飛躍の芽をしっかりと育てる。そのための新技術の開発、新商品の開発、あるいは新しい販路の開拓とかいった努力についてもぜひ怠りなくやって行ってほしい。そういう前向きな努力に対しても、県としては最大限の応援をしていきたいと思っております。

3点目といたしましては、やはりこういう厳しい中にありましても、本県の場合には、長期的に見ますと明るい材料がたくさんあるわけがございます。リニア中央新幹線、中部横断自動車道、富士山世界文化遺産、あるいは燃料電池や太陽電池をはじめとするクリーンエネルギー、さらにはインバウンド観光の振興など、長い目で見て本県の発展の基盤となるような施策は、厳しい中にありましても着実に進めて、経済の活性化につなげていきたいと考えております。

中村委員 どうもありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。

（雇用対策について）

大沢委員 前の中村委員の質疑が非常に熱心なために、多少時間がオーバーしてしましまして、私の分が少なくなりましたけれども、それなりの質問をさせていただきます。時には長くなるか、あるいは短くなるかという質問になろうかと思っておりますけれども、ぜひご了承いただきまして、力強いご答弁をいただきますようお願い申し上げます。

まず最初に雇用対策について伺いたいと思います。私が今ここで申し上げるまでもなく、景気のこのような状況の中、雇用問題は私たちが予想している以上に厳しい状態です。我々が政治活動をしながら、それぞれの方々から、「何とか職を見つけてくれ」という要望があちこちからあります。そして、人脈を頼ってそれぞれの企業にお願いに行くと、「私たちのところも解雇したいから、その人たちはどこかほかを見つけてくれないか」とかえって言われて、何となくハローワークの使者のようなことをやって大変な状況の中であります。県では、基金事業を通じて雇用創出を行うこととしておりますけれども、その考え方や具体的な事業内容について、まず伺いたいと思います。

廣瀬商工労働部長

今、委員のご指摘のように、雇用情勢は大変悪化しておりまして、雇用の維持確保が極めて重要な課題であることは論を待たないところでございます。このため、基金を県で積み立てまして、次の雇用までの短期的な就業機会をつくり出します緊急雇用創出事業、それから、原則1年以上の継続的雇用を創出していきますふるさと雇用再生事業の2つを効果的に実施することによりまして、雇用の確保あるいは県民生活の安定を図っていきたくて考えております。

事業の内容といたしましては、緊急雇用創出事業では、資料の整理作業、臨時職員の雇用、子育てバリアフリーマップのホームページ更新作業、さらに道路、河川等の環境整備事業の委託を実施する予定でございます。また、ふるさと雇用再生事業では、地域の発展に資すると見込まれる産業振興、観光、地産地消といった事業を民間委託で実施いたしまして、雇用を生み出していくことを考えております。

大沢委員

今説明があったように、短期の雇用をつくる緊急雇用創出事業と、1年以上の中期的な雇用機会の創出を目指すふるさと雇用再生事業を2本柱として、合計1,200人の雇用創出を目指すということでありまして、緊急雇用創出は1,200人で十分でしょうか。

廣瀬商工労働部長

急速な雇用情勢の悪化を受けまして、求職者の雇用、生活安定を確保するために、県では、本来、産業界が担う雇用の一部を分担しまして、雇用再生総合プロジェクトによって、景気と雇用が回復するまでの間、とりあえず平成21年度においては、1,200人の雇用創出をしたいと考えております。また、大丈夫かというお話ですが、今の状況を見ますと、雇用情勢の見通しは厳しいものがございますので、そうした雇用情勢を注視していく中で、3年間にわたる雇用創出事業の、場合によっては前倒し執行も含めまして、機動的かつ効果的に対応していきたくて考えております。

大沢委員

今お話がありましたとおり、緊急雇用創出事業における雇用期間は、市町村も含めて、6カ月未満です。そのように短期ですけれども、この雇用期間を終了した後の対応はどのように考えておられますか。

廣瀬商工労働部長

後の対応でございますけれども、確かにそういった状況でございますので、再就職等については非常に困難な状況が現在あると思います。こうしたことから、職業紹介を多面的に実施できるように、ハローワークあるいはジョブカフェやまなしに加えまして、次年度は求職者総合支援センターを設置いたしまし

て、緊急雇用創出事業にかかわる雇用が終了した後の、より長期的安定就労に向けた求人情報の提供をはじめ、求職者のニーズにこたえた職業紹介あるいは生活相談を行って、求職者に対する総合的な就業、生活支援が、早期の生活安定、あるいは再就職の実現につながるよう促していく考えでございます。

大沢委員

次に、今回の本会議の中で質問に答えて知事は、昨今の厳しい雇用情勢も勘案し、平成21年度の職員採用試験に関し、採用予定者数の増員や民間企業経験者等の中途採用者枠の拡大についても検討していると答弁されました。先ほど言いましたように、民間企業を離職せざるを得なかった方々が非常に多くなってきている。こういう時だからこそ、県として、そういう優秀な人材を確保できる絶好の機会だろうと思いますけれども、そういうことに積極的に取り組んでいただきたいという思いでいっぱいあります。

そこで、知事にお伺いをしたいと思います。今の段階で、平成21年度県職員採用試験の採用者数の増加などについて具体的な見通しを持っているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

横内知事

ご指摘がありましたように、雇用情勢が非常に悪化し、これに対する対策、対応が必要だということと同時に、それであるからこそ、優秀な人材を公務員として確保できる可能性もまたあるということでもあります。そこで、県としてどうするかということでもありますけれども、本県の場合には、行政改革大綱に基づきまして、この4年間の定員を4.6%削減するという計画がある中で、毎年の採用人数を大体決めているわけではありますが、平成21年度におきましては、再来年度分を前倒ししまして、より多くの募集をしたいと思っております。平成21年度におきましては、募集人数は合計80人にしたいと思っております。平成20年度におきましては、募集人員は50人でしたので、平成20年度に対して30人拡大することにしたいと思っております。

また、この中で中途採用者も採用することにしてありますが、20年度は1人でありましたが、21年度は5人に拡大する予定でございます。5人の中途採用者を採用してみて、非常に優秀な人材が多く採用できそうだとということになりましたら、さらに10人まで拡大することも検討したいと考えております。

大沢委員

今、答弁をいただきましたように、民間企業を離職した方々ばかりでなく、だれもが一刻も早く職につきたいと思うのが普通だろうと思いますけれども、県職員の採用は例年4月1日と決まっているわけであります。既に離職している方々が中途採用試験に合格した場合には、雇用対策の観点から4月を待たずに早目に採用するなどの配慮も行っていくというのも一つの方法だと思いますけれども、この点について伺いたいと思います。

横内知事

職員の採用は、3月31日付で退職した定年退職者の補充という形で行ってまいりますので、新規採用者は4月1日から採用するのが原則であることは言うまでもないところでありますが、委員ご指摘のとおり、昨今の雇用情勢が非常に厳しくなっている状況でありますので、特に中途採用者につきましては、本人が希望すれば、10月1日付けの採用もやってまいりたいと考えております。

大沢委員

大変ありがたいご提言をいただきました。職員採用に関する方針は、県職員への優秀な人材の確保とともに、雇用対策の観点からも大変意義があるものであると思います。平成21年度の県職員採用試験においては、人事委員会と連

携し、この方針を大いにPRして、大勢の優秀な人材が確保できるよう取り組んでいただきたいということを願いながら、次の質問に入らせていただきます。

（外国商標調査費について）

次は外国商標調査費についてでありますけれども、中国において「山梨勝沼」が商標登録出願されていることが判明したそうでありますけれども、判明したのはいつなのか、その前に県として察知することができなかったのかどうか、まずこの辺について伺いたいと思います。

輿石企画部長

本県の地名の「山梨勝沼」が商標登録出願をされていたわけですが、実は特許庁の認定を受けて、県の総合理工学研究機構に設置をしております県の知的所有権センターで昨年8月に中国・商標局のホームページ用のデータベースを調査したところ、初めて確認されたものでございます。

実はこれ以前にも、昨年4月から6月にかけて知的所有権センターにおきまして調査を実施したわけですが、中国のデータベースを検索する場合は、文字によっては、中国で使用されている簡略化した漢字の簡体字というもので入力をしないと、正確な結果が出てこない場合がございます。このような情報が不足していたということから、「山梨勝沼」も、日本で使われている漢字をそのまま用いて検索をしていたために確認ができなかったものでございます。

昨年の6月に国が、中国とか台湾で既に行われました商標の出願登録状況についての調査方法をまとめました「商標検索マニュアル」というものを作成いたしましたことから、現在はこのマニュアルに基づいて、商工労働部と農政部の担当職員が商標登録の監視を実施しているところでございます。以上でございます。

大沢委員

判明した時期を含めて、これから県も力を入れていかなければならないときでありますから、この商標登録について県はこれからどう取り組んでいくのか、今までのことも含めて、反省の上に立って、ひとつお答えをいただきたいと思っております。

輿石企画部長

中国の「山梨勝沼」の商標登録出願に対しまして、外務省とか、特許庁に対しまして、中国商標局に出願の却下を働きかけるなど要請いたしましたし、また、県庁内におけます監視体制の強化などを行ってきておるところでございます。

しかしながら、登録へ向けた手続となりますと、公告が今年の4月20日になされることが、2月21日に職員の監視によりまして、中国の商標局のホームページで確認されたところでございます。このため、輸出拡大に取り組む県産品のブランド価値を守るために、県としても必要な対策を講ずることといたしまして、3月3日に、庁内の関係5部局によりまして商標冒認出願対策プロジェクトチームを設置いたしましたし、異議申し立てに向けての準備に入ったところでございます。これにつきましては、国際特許事務所などの専門家と異議申し立ての手続などについて相談を申し上げまして、できる限り多くの証拠資料を集めまして、異議申し立ての期限の7月までに異議申し立てをしたいと考えておるところでございます。以上でございます。

大沢委員

今度の予算の中に、外国商標調査費として100万円が盛り込まれておりまして、「輸出拡大に取り組む県産品のブランド価値を守るため、中国等におけ

る過去の商標の出願及び登録の状況について、専門機関を活用して、調査を行う」と何か難しいようなことが書いてありますけれども、具体的にどのような調査を実施していくのか伺いたいと思います。

輿石企画部長

具体的な内容は、現在、関係部局がインターネットを活用いたしまして、中国等における商標の出願、登録状況についての監視を行っているところは先ほど申し上げたとおりですけれども、しかし、システムや漢字の違いなどによりまして、インターネットでは検索が難しい商標があるために、明年度、中国等におけます出願状況などについて、国際特許事務所などの外部の専門機関に調査を委託することとしているものでございます。

調査の対象は、漢字の文化圏でございます中国、台湾、香港、マカオを予定しております。それから、調査の対象となる商品分類は、果物、果物加工品、ワイン、観光関連の4つでございます。調査をいたしますキーワードは、「山梨」と「甲州」「甲斐」の3つで、いわゆる図形との組み合わせ、ロゴとの組み合わせについても調査をするものでございます。こうしたことを通じまして、本県の地名に関する商標が発見された場合には、産地とか業界への影響などを確認した上で、業界とも連携いたしながら、監視の継続とか異議申し立てなどを行っていく予算でございます。以上でございます。

（外国人観光客対策について）

大沢委員

事が国際問題になってきました。意匠登録については、今、お答えをいただいたことをぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

あわせて、次に外国人の観光客対策につきまして伺いをします。まず最初に、「富士の国やまなし」ということで盛んにアピールをしていく、これは大切なことだろうと思うんですけれども、本県への外国人観光客数はどういうふうに移しているのか、どのくらい観光客が来て、国別にわかれば幸いですけれども、お答えをいただきたいと思います。

進藤観光部長

山梨県への外国人観光客数は、国のビジット・ジャパンキャンペーンが始まった平成15年には40万6,000人でありました。これまで中国、台湾、韓国などからの観光客誘致のための積極的なプロモーションに取り組んでまいりました。そうした結果、平成19年には88万1,000人ということで、倍増しております。その後の状況は、全国としましては、まず国の訪日外国人旅行者数調査では、これまで順調に増加していた旅行者が、世界の同時不況とか円高によりまして、昨年平成20年8月は、前年の同月比で減少に転じ、その傾向が続いております。20年のトータルでは、訪日旅行者数は、全国ベースでほぼ前年並みということで、835万2,000人で行いました。こういった減少傾向は年明けも続いておりますので、先行きが懸念される状況にあります。

一方、山梨県の状況ですけれども、外国人旅行者の多い富士ビジターセンターでは、韓国からの来館者数は減少していますものの、中国をはじめ、台湾、香港などから大勢のお客さんが見えておりまして、平成20年のトータルの来館者数は、対前年比で20%近い増加になっております。また、宿泊者数につきましては、施設や地域間でばらつきがあり、なかなか厳しい環境下にあります。今後の動向を注意していく必要があると考えております。

大沢委員

来年度、「国際観光トップセールス事業」として香港でのトップセールスが予定されていますけれども、その意義及び実施時期など具体的な事業計画等を

お伺いしたいと思います。

進藤観光部長 香港はアジア屈指の国際経済都市であり、平成20年の訪日旅行者数の伸び率が27.3%と最も高く、本県への宿泊者数も、中国、台湾に次いで3番目に多い地域でございます。また、訪日旅行のリピーター比率が約80%と群を抜いて高く、市場として成熟しているため、香港において本県の認知度を高めていくことが重要であると考えております。昨年4月には知事みずからが香港へ出向きまして、日本への送客数が最も多い旅行社2社を訪問して、誘客促進の働きかけ等を行いました。

そうした中で、本年が日本・香港観光交流年であることも含めまして、香港においてトップセールスを行おうとするものでございます。実施の時期につきましては、7月末から8月初めを予定し、調整を進めております。日系スーパーにおいて、富士山のブランドイメージを活用した、「富士の国やまなし」観光物産フェアを開催し、中国本土の市場も視野に入れた観光客の誘致、あわせて県産品の輸出促進を図ってまいりたいと考えております。観光関係では、旅行者やマスコミに対しまして観光説明会を開催するとともに、主要な旅行者に対して、市町村、観光団体、民間の観光事業者等と連携して、積極的に観光客の誘致の働きかけをしてまいりたいと考えております。

大沢委員 この予算の中に「中国観光セールス強化事業費」というものが載っておりますけれども、今までの北京に加えて、今度は新たに上海に専門スタッフを置くということのようでありますけれども、そのねらいは何なのか伺いたと思います。

進藤観光部長 経済の低迷によりまして、訪日旅行者数は減少傾向にありますけれども、中国からの観光客につきましては潜在市場が大きく、増加が期待できます。本県における中国人宿泊者の割合も5割を超えています。こういう状況から、今後とも重点的に中国におけるセールスを強化していく必要があると考えております。そのため、北京に加えまして、2010年の万博を間近に控えた上海市に観光経済交流拠点、足がかりを設けまして、現地専門スタッフによる旅行会社やメディアへの観光情報の発信を通じて、本県の観光の魅力を紹介するとともに、情報収集や県内の観光事業者の連絡相談窓口として活用し、中国からの観光客の誘致を一層強化して行きたいと考えております。

大沢委員 その次に書いてあります「東アジア観光客誘致促進事業費」ということで、東アジアからの観光客を誘致するため、日本国内での手配を専門に行う旅行会社を県内に招聘し、本県の観光資源の魅力などをPRするというふうな項目がありますけれども、具体的にどのようなことをやる内容なのか伺いたと思います。

進藤観光部長 山梨県には、富士山周辺に多くの外国人観光客が訪れています。ほかにも魅力的なところがありますけれども、まだまだ十分にその存在を知られていないという実態も一方ではございます。

そこで、新たに設立されるやまなし観光推進機構とも連携を図る中で、訪日ツアーの企画に大きな影響力を持ち、手配を専門に行う旅行会社、いわゆるランドオペレーターの方々が、外国人旅行客を本県に誘導する場合のルートの決定権であるとか、宿泊地の決定権を握っていますが、こういった旅行事業者、ランドオペレーターと連携を図るのが非常に大事だということで、このランド

オペレーターを招いて、海外にはまだ十分に紹介されていない観光スポットなどのツアーコースの体験や観光説明会、商談会を行い、また、こういったものを通じて、本県の観光事業者等との関係を強化して、新たな旅行商品をつくってもらおう。こういったことをしながら、本県の誘客促進を具体的に進めていきたいと思っております。

大沢委員

山梨は首都圏に近くて遠い県だと言われており、しかも、観光客は山梨を通過するだけで、泊まり客が非常に少ないため、外国からのお客さんを誘致するということが大事になってくると思えますけれども、観光客の受け入れ態勢充実をどのように図っていくのか伺いたいと思えます。

進藤観光部長

今、委員がおっしゃるように、やはり長期滞在してもらおうとか、繰り返し来ってもらうという面からも、受け入れ態勢の充実を図るのは非常に大事だと思っております。外国人観光客向けについては、一つは、外国人の視点により、本県の新たな魅力を発見して、海外に向けて情報発信を積極的に行っていく。それから、おもてなしの向上の研修等をやる。そういった受け入れ態勢の充実が必要だと思っております。具体的には、在住外国人や留学生等の人材を掘り起こしまして、本県の観光や歴史、文化についての研修を行い、観光地づくりへのアドバイス、通訳ボランティア、海外への情報発信者としての活用を図ってまいりたいと思っております。

また、地域が一体となって魅力ある観光地づくりを進めていくため、住民の皆さんや観光事業者の方々を対象とした外国人観光客向けのおもてなしの向上研修を開催していきたいと考えております。あわせて、県内の大学等が実施するインバウンド観光教育プログラムに産学官が連携して取り組むなど、人材の育成に努めていく。こういった取り組みによりまして、外国人観光客が安心して、再び訪れたいくなるような観光地づくりを進めていきたいと考えております。

大沢委員

いろいろな角度からやっていただきたいと思うのでありますけれども、最後に、外国人観光客誘致に対する知事の意気込みを伺いたいと思えます。

横内知事

インバウンド観光と言われる外国人観光客の誘致は、観光の振興、ひいては地域経済の活性化に大変に重要な、また効果の高い施策だと思っております。このため、就任以来、トップセールスというようなことを行いまして、中国、香港、韓国、台湾で観光客誘致に取り組んできたところであります。いろいろな県内の皆さんの努力が実って、本県の場合には、平成19年は、前年に対して30%増の88万人というような外国人観光客を記録いたしましたし、この20年においても、年の後半、不況によって、日本全国、全体でのインバウンド観光客は大きく落ち込んでおりますけれども、山梨の場合には、中国人観光客の割合が高いというようなこともありまして、それほど落ち込みは大きくないというような状況であろうと思っております。

しかし、そうはいっても、経済情勢の厳しい中でなかなか観光客誘致も厳しくなっているわけでありまして、これからもアジアを中心として誘致活動に力を入れていきたいと思っております。とりわけ本県の強みは、中国人観光客の比率が高いということでありまして、それは富士山があるからということでありまして、中国はこの不況で経済が落ち込んでいるとはいいいましても、依然として8%近い成長率を持っておりまして、富裕層が急速に増大しているということでありまして、また同時に、中国は去年、1人当たりのGDPが3、

000ドルを超えたということでありますが、3,000ドルを超えると、その時点で大衆消費というか、個人消費が大幅に増大するというようなことも言われておりまして、これからも引き続き、中国人観光客、観光事業は非常に増大していきたく思います。したがって、特に中国なんかにつきましては、引き続き誘致活動を強めていきたいと思っております。

（食肉流通センター施設整備事業について）

大沢委員

知事のトップセールスは高い評価を得ておりますけれども、その実績が上がるように期待いたしながら、次に県内のことについて伺いたいと思います。

まず、食肉流通センターの施設整備事業につきまして伺います。本県畜産物の生産と当センターの取扱高の状況はどうでしょうか。

遠藤農政部長

まず、本県の畜産物の生産頭数を見ますと、ここ数年、畜産農家が減少しております。その減少に伴いまして、生産頭数もやや減少傾向にあります。平成20年度の実績は、肉牛が5,500頭、豚が5万2,000頭ほどとなる見込みでございます。そのような中、本県の銘柄畜産物であります甲州牛、甲州ワインビーフなど山梨のブランド畜産物は消費者から好評を得ておりまして、例えば甲州牛ですと、19年度320頭が20年度360頭、甲州ワインビーフが、19年度819頭が20年度840頭ということで、ブランド物については生産が増加しております。

もう一つ、食肉センターの取扱高の状況は、決算が確定しております平成19年度を見ますと、47億5,500万円でございます。これは18年度と比べますと、出荷頭数が減少していることから、3%ほど減少している状況にあります。以上でございます。

大沢委員

当センターの経営状況はどうでしょうか。

遠藤農政部長

食肉流通センターの経営状況は、平成3年に設立以来、県内の食肉の流通の拠点として、もしくはブランド畜産物の拠点として経営を行ってきたところでございますが、一番大きい悪影響といえますのは、平成13年度、国内でBSEが発生したときに非常に経営が悪くなりました。と申しますのは、ご案内のとおり、平成13年度のBSEの発生の際には、それによりまして、国内における牛肉の需要自体が非常に激減したという状況でございまして、非常に経営が悪化しております。さらに平成15年度、アメリカでBSEが発生したことによりまして、アメリカからの輸入牛肉がストップいたしました。そうすると、国内の牛肉が売れるのではないかと申すこともありますが、逆に牛肉の需要全体が低下いたしまして、平成15年度のアメリカのBSEの発生によりまして、非常に厳しい状況に陥りました。

そういう中で、平成19年に経営改善計画を策定いたしまして、特に健康需要、最近では、それぞれの畜産物の持つ臓物につきまして、コラーゲンを含むということで非常に健康にいいという話もございまして、そのようなコラーゲンを含む内臓肉の新商品の開発、それから、人件費などの経費削減、コスト削減に取り組んだ結果、平成19年度決算におきましては、当期純利益3,100万円を計上いたしております。以上でございます。

大沢委員

旧食肉公社がいろいろあったようですが、この負債の経過と償還の計画、償還状況はどうか伺います。

遠藤農政部長 現在の食肉流通センターの前身であります山梨県食肉公社の時代に、平成2年5月、食肉公社の元経理課長が横領をいたしまして、その横領によります負債総額、公社が負債を負った総額は8億3,200万円という額になっております。このような大きな負債を公社がしょってしまいましたので、新規の出直しということで、平成3年に食肉流通センターを設立いたしましたので、その設立の際に、8億3,200万円のうち、すぐに返却すべきものにつきましては返却し、その後返すべき債務を別にいたしまして、その返すべき債務につきましては、食肉流通センターが引き続き、金融機関との約定に基づき、返還に努めてきたという状況でございます。食肉流通センターは、食肉公社から役割を引き継いだということですが、屠畜場、地方食肉卸売市場としての機能をそのまま食肉流通センターが受け継ぎまして、返還を行ってまいりました。

平成20年度末の負債残高は約1億4,000万円となっております。今後の返済計画は、平成26年度までは毎年約1,800万円、その後、平成31年度までは約1,000万円を利益の中から償還していく計画でございます。31年度まで償還する計画でございますが、先ほど、19年度決算で3,100万円の利益ということで、今後も毎年度3,000万円の利益が見込まれることから、十分に償還できる見込みだと考えております。以上でございます。

大沢委員 今回の予算の中に、約1億5,000万ばかりの施設整備事業費が盛っておりますけれども、この内容はということでしょうか伺います。

遠藤農政部長 今回の施設整備事業の内容ですが、本事業は、食肉流通センターが引き続き県民に安全で新鮮な食肉を提供する役割を果たすために、センターの流通の近代的な施設を導入するとか、衛生対策を行う事業でございます。これにつきましては、現在、甲州牛やフジザクラポークなどの県産ブランド食肉につきましては、食肉流通センターを経由したものでなければブランドを使えないという状況ですので、その県産ブランド畜産物の振興のためにも必要不可欠な施設整備事業費だと考えております。

今回、21年度の食肉流通センターの整備費は、補助金の総額は1億4,900万円となっております。そのうちの8,200万円は、平成12年度から14年度までに実施いたしました0-157、先ほど申しましたBSEの対策のための施設整備費につきましては、例えば豚肉と牛肉のラインをはっきり分けるとかそのような施設整備費ですが、その国庫補助金の残額をセンターが金融機関から借り入れて、毎年償還する金額に対して県が債務負担行為に基づき補助するものが8,200万円でございます。

残りの6,600万円につきましては、21年度に施設を整備する事業で、食肉流通センターの老朽化した施設を改修し、衛生水準を向上するための施設整備を実施する分で、例えば食肉の加工室の床や天井を改修したり、先ほど申しました内臓処理の施設を更新したり、井戸水の確保などを行う事業費でございます。総事業費8,200万円ですが、そのうち、国の独立行政法人であります農畜産業振興機構の補助金を1,600万円使いまして、その残額の6,600万を県が補助金として交付するものでございます。以上でございます。

大沢委員 経営の改善に向けて、当然、物が多く入ってこなければだめだと思うのです。そのような営業努力を求めるといのが大事だと思うのですけれども、県の指導はどのようにしていくのか伺います。

遠藤農政部長 今後の経営改善に向けた県の指導は、県といたしましては、食肉流通センタ

一を中長期的に経営の合理化を図る法人として位置づけております。その一環として、県の指導も踏まえまして、平成19年6月に食肉流通センターが、19年から21年度の3年間を期間といたします中期経営計画を策定しております。

この中期経営計画の具体的な中身は、全国の市場間の競争に勝ち抜くための取引頭数の増加、地方食肉卸売市場の活性化、地域からどんどんたくさん持ち込んでもらうということとか、先ほど申しました甲州牛、フジザクラポーク等銘柄食肉、ブランド食肉の生産拡大に積極的に関与し、取引量の増加を目指すとか、先ほど申しました、コラーゲン等があります内臓肉を戦略的商品として高付加価値に売るためにその商品の開発等を行っております。それから、売るほうももうけるということですが、さらに費用も削減する、コストを削減するというので、全社員一体となってコスト削減運動を展開し、会社ですので、キャッシュフローに重点を置いた財務管理の強化等、コスト管理の徹底をするということがこの中期経営計画でございます。

さらに県といたしましては、今回の21年度の新規事業で、やまなしミートビジネスチャレンジ事業がございまして、この中で、県産牛肉販路拡大チャレンジ事業として、甲州牛につきまして、首都圏で販売指定店を置きまして、甲州牛をどんどん首都圏で売っていきこうと。それから、ブランド食肉マッチングフェアというものを開催いたしまして、やはり甲州牛、フジザクラポークなどの県産ブランド食肉のPRを行いまして、センター経由のブランド食肉の販路拡大を図りまして、あわせてセンターの経営改善を図っていききたいと考えております。以上でございます。

（新たな水田農業確立支援事業について）

大沢委員

回答はわかったのですが、私のほうで時間を見ながら、簡単に質問している。答弁のほうも、原稿はあるだろうけれども、少しはしょっていただいて簡単に答弁をいただかないと、私が一生懸命になって時間を気にしながら短く質問しているのが価値がなくなってしまいますので、その辺をお願いしながら、次の水田農業の確立支援事業について伺います。

国では米の生産調整の抜本的な見直しを検討しているようでありますけれども、新たな水田農業とは一体何でしょうか。お伺いします。

遠藤農政部長

新たな水田農業というご指摘につきましましては、従来、国の生産調整を昭和46年から実施しておりまして、現在、全国の水田面積の4割を転作しております。これについては、現場で、これ以上できないという限界感が非常にございますので、新たな水田農業ということで、先進国で最低水準にある食料自給率の向上を踏まえまして、水田は水田のままで活用することとしまして、米をつくる、稲をつくる。ただ、その稲につきまして、食用ではなくて、例えばえさ用、それから輸入小麦の代替となります米粉用として生産を拡大して、水田をフル活用するということが新しい水田農業ということで考えております。以上でございます。

大沢委員

山梨県は、ご存じのとおり、米の輸入県なんですよ。そのようなことをかんがみて、本県における生産調整に関する具体的な課題を伺いたいと思います。

遠藤農政部長

本県における生産調整の課題は、生産調整自体は、やはり米の価格を農家の再生産が可能となる水準に維持をするということで、国全体の必要な施策と考えておりまして、本県としてもしっかり取り組まなければならない施策と考え

ております。ただご案内のとおり、本県の水田農業の担い手は、大体10アール、20アール、1反、2反の零細な兼業農家が主体でありまして、自家飯米農家も6割でございます。そうしますと、政策によって米価を維持しなければいけないのだよといっても、米の販売で生計を立てていなかったり、自分だけで食べている方はなかなか生産調整のメリットを理解していただけないということで、県、市町村、農業団体等で大変大きな苦勞をして、今、進めております。

それから、委員ご指摘のとおり、本県の米の消費量は約5万5,000トンでございますが、生産量が3万トンしかないものですから、何で県産米をつくってはいけないのかという声もありますので、そういう中でご理解をいただくために、きめ細かく生産調整を実施していかなければならないというのが課題と考えております。以上でございます。

大沢委員 ここに予算が盛ってありますけれども、新たな水田事業確立支援事業の内容とはどういうものでしょうか。

遠藤農政部長 生産調整の推進の考え方ですが、国のほうでは、主に米のかわりにつくる麦、大豆などの定着作物は収益が低いものですから、その補てんをするというのが国の中心の施策でございます。県といたしましては、その国の交付金を補完する形で、生産性を上げる、転作作物の生産拡大をするということを支援する観点から、県といたしましては、県単独で、転作作物を生産する際の機械とか、施設に対する整備について、県独自の事業で支援をしているところでございます。以上でございます。

大沢委員 新たな水田農業確立事業の最後の質問として、私が住んでおります峡北は、米の産地であります。特にコシヒカリの評価が高いというふうなことでありますけれども、今、国のほうで、大臣がどうする、ああすると言っておりますように、いわゆる減反、生産調整に対して、米のうまいところで米をつくらせないということが前から言われてきているんですけれども、生産調整を進めるといような状況がある。県とすれば、米づくりをどう考えているのか伺います。

遠藤農政部長 生産調整でございますが、先ほども申しましたとおり、やはり国全体で取り組んでいかなければ、米価が全体的に下がってしまうと。今、60キロ当たり、1俵当たり大体1万3,000円ぐらいですけれども、仮に生産調整をやめますと、1俵当たり8,000円とかそのぐらいの水準になるといような予想もございます。そうなりますと、今、梨北米は60キロ、1俵当たり1万8,000円とか1万9,000円で売っておりますが、その下支えがなくなると、それも下がる可能性もあるかもしれません。

そういう中で、やはり県といたしましては、生産調整を進めていかなければならないと考えているんですけれども、幸い、本県は標高差があるという非常に有利な条件がありますので、そういう標高差を活用して、平坦地から高冷地までそれぞれの地域に適した水稻の品種を導入いたしまして、コシヒカリであれば高冷地、平坦地であれば、そのほかのいい品種を導入いたしまして、水田をフル活用して、米粉用の米などを生産しながら、需要に応じた米づくりをしていきたいと考えております。以上でございます。

（鳥獣被害対策について）

大沢委員 最後に、鳥獣被害対策について。予算の中では31ページと36ページに両

方にわたって、この鳥獣被害のことが書いてありますけれども、鳥獣被害が増加する中で、特定鳥獣の捕獲状況を伺いたいと思うんですけれども、お願いいたします。

戸島森林環境部長

著しく増加あるいは分布を拡大しているイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、こうしたものを特定鳥獣ということで、植生とか生態系を保全するために、県は種類ごとに保護管理計画を策定し、個体数の管理をすることにしております。ご質問の、今の管理捕獲の状況はどうかということですが、今年の1月18日現在の捕獲数は、イノシシは816頭、これは昨年度の1年間557頭の1.5倍程度になります。それからニホンジカは1,234頭、昨年1.6倍、ニホンザルは630頭で、昨年1年で400頭ということで、1.57倍になっております。なお、これから3月までの間を加えますと、ニホンザルについては、最終見込みは750頭で1.9倍ぐらいになる。それから、ニホンジカは1,640頭、昨年1年間の2.12倍ぐらい、イノシシは1,082頭で1.9倍ぐらいということで、昨年よりかなり大幅に管理捕獲数が増えているという状況でございます。

大沢委員

今の説明で、管理捕獲頭数が増えていると。裏返せば、それだけものすごく繁殖しているのですよね。中山間地へ行きますと、その被害がすごいのです。イノシシが水田の中へ入ると、もう米はだめですからね。あの臭いで全部だめになるということ。それから、シカは人家の近くまで来ている。猿なんか、とてもじゃないんですよ。

そのような中で、これも毎年、何とかしてくれと言うそのたびに、電気柵とか、今回また新しいものができたということをお農家の人たちが一生懸命やって、張っていくのです。よくよく考えてみると、動物園ではおりの中に動物なのですけれども、中山間地に行くと、おりの中には人間だという、何か逆のような感じのものがずっとめぐらせてあるのです。そういったことを考えて、大変な努力もしているし、困っているということ、これが限界集落の原因にもなっていると考えますと、鳥獣被害防止特別措置法の市町村の被害防止計画の策定状況をお伺いしたいと思います。

遠藤農政部長

被害防止計画の策定状況は、国のほうで鳥獣害対策特別措置法を制定いたしまして、国の今の鳥獣害の支援スキームとして、法律に基づいて計画をつくって、地域協議会をつくったところに、いろいろソフト、ハードの支援をするという仕組みになっております。そういう中で、県といたしましても、市町村が国のこの有利な補助事業を活用できるよう、計画をつくるように、協議会をつくるように指導しているところでございます。その結果、昭和町を除く県内27の市町村におきまして、今年度中に計画策定と協議会の設置を終える予定でございます。以上でございます。

大沢委員

今後の鳥獣被害防止対策の進め方でありまして、私はこう思うのです。先ほど言いましたように、イノシシだとかシカは、いくらか人家から離れているから、撃つこともできる。しかし、猿は人家の近くに行くから撃つことはできない。昔の歌にありますけれども、「やれ、打つな。八エが手をする、足をする」と、八エもそうやって殺せない。猿も、人を見ると、ホールドアップするそうですよね。ホールドアップをすると、なかなか人間は撃てないというようなことで、今言ったように、人家の近くにいる猿が、人家の近くの野菜など

を食べてしまう。もうつくる意欲がなくなってしまう。

そこで考えられてきたのが犬です。犬は山梨県内でもって十数頭いるそうであり、聞くところによると、犬がほえて、猿が山へ行く。間もなくすると、今度は猿がまた戻ってくる。また犬がほえる。また戻ってくる。しまいには、どこかの団体じゃないけれども、同じ話し合いをやっているような形でなれ合いになってしまって、ワンワンとほえても、猿はそのまま動かないということで、これも効果が疑問視されています。

私は、自然保護団体だとか、いろいろな団体がいろいろなことを言うだろうけれども、その方々に聞いてみると、元を断ってくれと。それには考えられるのは、サルの子孫を断つという声があるのです。確かに、国とか、自然保護団体がいろいろ言うだろうけれども、問題は、人間のほうが大事だと思うのです。動物が大事か、人間が大事かといえば、人間が大事だ。人間が生活する上で非常に困っているということであれば、それは対処していくというようなことで、山梨県だけではできないかもしれないけれども、国に働きかけるなり何なりして、ひとつ、元を正すということの初めに、猿の子孫を断つという方法だろうと思うんですけれども、これを最後にお尋ねしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

戸島森林環境部長

猿等を中心に、どうした対策を打てばよいかということでございます。ニホンザルにつきましては、平成17年、18年に実態の調査をしまして、その結果、県内には70の群れがあって、3,500から4,000頭いるということが推定されております。この対策としましては、加害レベルが高い群れあるいは個体を中心に、捕獲とか、耕作放棄地の管理、あるいは収穫残渣の撤去、追い払いというような被害防止対策を実施するという方針で臨んでいるわけですが、委員さんがおっしゃるように、なかなか里山においての追い払いがうまくいかないということも話は聞いております。

そのために、ニホンザルをはじめ、やはりまず特定鳥獣の捕獲をしっかりとしなければいけないのだろうということで、捕獲効率向上のためには、県の猟友会が行う捕獲技術の研修事業に対して研修を行うというようなことをしながら、グループでの狩猟の仕方あるいはわなのかけ方、そういったものを支援するというところでございます。そのほか、おっしゃったように、モンキードッグとか、あるいはセンサーをつけて追い払いをするといった実験等も行っているところでございます。

ニホンザルの避妊とか去勢は、個体数管理ということになるわけですが、高崎山の飼育個体への実施が予定されているというふうなことは聞いておりますが、野生個体については、仮に避妊とか去勢処置をしましても、個体数がすぐにも減るといえることにはつながらない、時間をかけて減っていくだろうということでございます。そういったこともあって、まだ適用事例は聞いてはおりませんが、そうした措置も含めまして、効果的な個体数管理の方策について、これからは情報収集とか研究をさせていただいて、成果が上がるように、農政部はじめ、庁内はもちろんでございますが、市町村や猟友会とも協力して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

遠藤農政部長

農政部の施策を補足いたします。先ほどの鳥獣害の被害防止計画に基づく地域協議会の事業は、それぞれ地域によりまして、鳥獣害の被害の状況は千差万別で、農政部といたしましても、その地域でその被害の状況に応じた独自の対策、それぞれの対策を策定できるように、地域協議会におけるリーダーとなる

指導員を、県単独事業で研修等を行いまして、地域においてどういう対策が必要か、それに必要な国の補助金で何をやっていくか 例えはモンキードッグを養成したり、追い払い用の花火、モデルガンを購入して追い払ったりというような、いろいろな、各地域で別々の取り組みにつきまして、そういうことが行われるような指導を今、行っているところでございます。以上でございます。

大沢委員

いずれにしても、鳥獣害がいろいろな形でもって影響を及ぼしております。耕作不能地の問題、限界集落の問題、そういったあらゆるところに影響してきますので、県としても、部局を横断してみんなで考え合って、もう長い間の懸案ですから、ぜひそのことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。終わり。ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（財政運営について）

前島委員

自由民主党新政会を代表いたしまして、今日は30分の時間をいただきまして、土屋委員と2人で質問をさせていただきたいと思っています。

間もなくこの議会が終わりますと、横内知事におかれましては3年目の県政の執行ということになるわけで、まことに内外の情勢が厳しい中での県政執行、ほんとうにご苦労と改めまして敬意を表させていただきたいと思っております。

21年度の予算の問題について、最初は財政問題を中心にお尋ねをさせていただきたいと思っています。ここ10年間の山梨県の財政の流れを見てみると、ほんとうに平成11年からずっと新しい年度へ向かって、財政は刻々として硬直化を続けているということがまとめとして申し上げられるのではないかと思います。

今年の予算編成におきましても、ご承知のように、県税の大幅な259億の落ち込み。しかし、幸い、今年新設された地方法人の譲与税を加えることができれば、これを加えても204億円の減収ということでありまして。また、国は地方財政計画に基づきまして、交付税として支払うべきそれぞれの自治体への対応に財源不足を生じていて、臨時財政対策債をぜひ発行してください、についてはまた後日返しますと、こういう形で442億円を発行せざるを得ない状況であります。そういう状況の中で、県債は900億円に、記録的な借金財政となっているわけでありまして。

県民の皆さんのサイドで、この貧乏県で1兆円なんていう借金はとんでもないというような一つの観測の見方もかつてあったのでございますが、知事自身が今、県政を、台所を預かってみますと、財政内容がほんとうに大変だなということを肌を感じていらっしゃっているんじゃないかと、こんな感じがしているわけでございます。この状況について、支出の内容を見ていきますと、高齢化が一段と加速している本県、介護あるいはまた医療、さらには行政経費の人件費、さらには県債の償還、こういうどうにもならない義務的な経費が一方ではどんどん増大をしている。

それで、ずっと10年を振り返ってみながら今日の状況を見ますと、11年は81%ぐらいの経常収支比率であったんですが、今は既に、20年度の決算で九三、四%に達するのではないかと思いますし、21年が終わるころには、おそらく96%ぐらいの経常比率になっていくのではないかと。これは決して山梨県ばかりではない。山梨県の市町村を含め、全国の動向がそういう方向に向かって硬直化をしているということでありまして。

この困難な時代に向かって、知事はこれをどう受けとめ、どう認識され、これからの県政運営に対して、どのような取り組みをしていこうとしているか、この点をまず第1点にお伺いさせていただきたいと思っています。

横内知事

委員のご指摘がございましたように、本県の財政をめぐる環境は大変に厳しいものがございまして、明年度の予算編成に当たりまして大変に苦労したところでございます。お話がありましたように、歳入の面では、実質県税の額が、今年度に比べまして204億円の過去最大の大幅な減収ということでありまして、それを補うだけの地方交付税の増加があるかといえば、交付税の増加は、本年度に比べて154億円の増加にとどまっているということですから、大幅な減収に対して、それに見合った交付税が来ていないという状況であります。歳出の面でも、議員のご指摘がありましたように、介護保険関係、高齢者医療関係あるいは公債費など義務的な経費が毎年着実に増加して、財政が硬直化してきているという状況であります。

そういう中であって、財政運営でどのような苦労をしているか、努力をしているかというご質問ですけれども、1点目といたしましては、歳入の見直し、合理化をさらに徹底的に行っていくということで、特に明年度21年度の予算編成に当たりましては、今、我々が行っている事務、事業の見直しをさらに突っ込んで行いまして、従来、毎年、事務、事業の見直しは行っているわけですけれども、それを2倍ぐらい上回る、2倍ぐらいの事務、事業の見直しを行って、廃止あるいは縮小あるいは統合するというものも含めて388件行い、22億5,100万円の財源を節約しているというようなことを行いました。

また、行政改革大綱で財政の健全化のこの4年間の方針が示されているわけですけれども、その中の主要な目標の一つである、県債残高の削減につきましては、臨時財政対策債を除いて、4年間で380億円の県債残高の削減を目標としているわけですが、これも確実に実施しようということで、厳しい中ではありますけれども、公共事業の縮減等によりまして、行政改革大綱で考えているペースをさらに上回るペースで、県債残高の削減を進めているところであります。また、行政改革大綱においては、職員定数につきましても、この4年間に4.2%縮減をしようという計画を立てておりますけれども、これにつきましても、厳しい中であってもしっかりと推進をしているということで、全体として、そういった歳入の見直し、合理化の努力を徹底しているというのが第1点であります。

第2点目といたしまして、そうはいつても、県民のさまざまな行政ニーズには対応していかなければなりません。とりわけ現下においては厳しい経済情勢で、景気対策、雇用対策が最大の課題であり、県民の要請でありますので、これについては思い切った対策を打っていこうということで、21年度予算におきましても、幸い、国のほうの補正予算あるいは当初予算で、例えば地域活性化生活対策交付金とか、あるいはふるさと雇用交付金とか、非常に使い勝手のよい、運用のやり方については地方にかなり裁量の幅の広い交付金を国においてかなり取り入れてくれているということもありますので、そういうものを最大限に使いながら、経済雇用対策について、一層、機動的、効果的な対策を進めていくことにしているわけでありまして。

そうやって財政運営をしているわけでありまして、基金が本県の場合には、全国に比べましても、県民1人当たりには直しますと、かなり余裕のあると言いましょか、基金において全国で6番目ぐらいに、比較的基金を積み増している県ではありますけれども、しかし、厳しい財政のものですから、明年度は基金を140億円取り崩さざるを得ないという状況であります。これにつ

いても、何とか新年度に入りまして、年度の中での経費の節減努力をすることによって、基金の取り崩しがなるべく少なく済むように努力していきたいと思っております。

といいますのは、基金というの、災害だとかその他緊急な財政需要が発生する可能性があり、そういうものに対応するために、やはりしっかりした基金の確保は必要でありますので、厳しい中ではありますけれども、基金の確保については、さらに一層節減努力等をやることによって、できるだけ確保するように努力していきたいと思っております。とりあえず財政運営の基本的な考え方は以上のとおりでございます。

前島委員

次に、ご承知のように、今回の大幅な県税の減収の要因は、私が申し上げるまでもなく、法人2税のいわゆる景気の影響を受けた減税、減収が最大の理由になっているわけです。ここで見ることは、山梨県のいわゆる法人の産業構造が、輸出関連産業に非常に比重がかかっていると。そのことで、今度のような世界的規模の金融経済不況に直面すると、もろにこの影響を、直撃を受けてしまうと、こういうことが一つあります。ご承知のように、トヨタが愛知県のメインの産業ですが、今回は愛知県を筆頭に、今、山梨県は、県税の減収率、企業の減収率がワースト5に位置されているということが報じられているわけです。それだけに非常に景気に影響を受ける税収構造について、県政運営の中で、今、我々は宿題をいただいているように思うのです。

そこで、これから平準的な税収を確保していくためには、いわゆる県民の底力をつくり出していく、県民の知恵と力を結集する取り組みを基調に考えていく。外へ出て工場の誘致をしようとしても、昨今の状況の中で、なかなか立地を進めるといことが困難な状況です。この状況を何とか脱皮していくためには、平準的な税収を確保していく県民力をいかに高めるかという産業経済の構造に力を入れていかなければならないと思っておりますが、その点についてご所見を伺いたいと思っております。

横内知事

おっしゃった点は私も全く同感でございます。本県の場合には、電子機械産業を中心として、先端的産業が立地しているわけでありまして。そういった産業は、輸出に多く依存した産業であるために、いいときには非常にいいわけですが、しかし、今回の世界同時不況のように、輸出が大きく、貿易が大きく縮減しているときには、税の減収が非常に大きくなるということでありまして。平成13年、いわゆるITバブル崩壊というときも、やはり同じような状況があったわけですが、そういう意味で、あまり特定の産業に特化しているというような産業構造ではなくて、できるだけ、富士山型というよりも、八ヶ岳型というような、いろいろな産業がそれぞれ並立しているという状態が産業構造としては望ましいということはおっしゃるとおりだと思います。

したがって、そういった先端産業を今後とも誘致等の努力はしていくのは当然でありますけれども、同時にやはり農業をはじめとして、観光、あるいは製造業関係も、さまざまな地場産業、そういったものがそれぞれ切磋琢磨して、活気を呈していくという状態がほんとうは望ましいわけでありまして、そういう方向になるように、産業政策の面でも努力をしていきたいと思っております。

前島委員

ありがとうございました。

この機会に、予算編成の説明について、総務部長と人事課長にちょっとお尋

ねをしておきたいと思っているのです。1兆500億円に対する臨時対策を入れると、県債の積み重なりで、今年はもうそういうところまで行ってしまっていると。しかし、通常県債については十分に抑えているのだと、あなたはこういう編成をされて説明されておりますが、私は、それは極めてマジックだと思って見ているのです。

それは言いかえれば、ずっと積み上げてきた基金が、10年間で平均500億ぐらいあったのです。ずっとそれを取り崩して、通常県債を減らしているという、私はそういうトリックのように見えるのです。これはやっぱりもっと素直な説明を県議会にしていかないと、素人ではちょっとわからないけれども、県議会のレベルになると、おかしいなというふうに感じるところが多々あるのです。私が言っていることが間違ったら、間違ったと言ってください。ちょっとお話を聞きたいと思えます。

古賀総務部長

ただいま委員のご質問にもございましたけれども、通常の県債の残高の抑制と、もう一つ、基金の残高という問題があるわけですが、実際、今回、この2月補正におきまして、これまで、毎年の状況で申し上げますと、100億円ぐらいの経費節減等々が出てくる中で、実際には基金の取り崩しは、当初予算段階では予定をしていますが、これをほとんど、多くても10億、20億という取り崩しに抑制することができたということがございました。

今年で申し上げますと、これが相当大きな取り崩しになっているということで、残高についても400億円そこそこということで、近年見てまいりますと、これほど大きく残高が減少したということはないわけでございます。これはどちらかといいますと、原因といたしましては、今回、年度途中での税収の見込みが、言ってみれば、当初予算で見込みました税収を下回っている。さらに、還付も増えてきているというような状況がある中で、これまで、毎年の状況でいいますと、この2月補正段階では、税収はどうしても財政当局ではかた目に見積もっておりますので、これが実際は予算を上回る形で税収分が確定すると。これも含めて、基金残高の取り崩しを抑制するということになってくるわけですが、これができるばかりか、税収が予算割れし、さらに還付まで出てきているということが基金の減少につながっておりますので、通常の県債の残高の減少は、もともと基金を当てにしているというよりは、精いっぱい、公共投資を段階的、計画的に抑制し、あるいは、県債をあてる事業について、いろいろ節減、工夫を進める中で、我々としては計画的な削減を図っていくということだと思っております。

（甲府駅北口 高度情報化拠点予定地について）

前島委員

財政問題は以上にさせていただきたいと思っております。

次に、県立図書館の関係費にかかわる北口県有地のあり方について、お伺いさせていただきたいと思っております。横内知事におかれましては、先に図書館等の検討委員会を開催されまして、そして、県民の世論をもとに、立地の場所を決めていきたいということで、最終的には知事は北口県有地を適地として発表されまして、それと同時に、高度情報化の拠点をエリア化していきたいと提案をしてきたわけですが、この経済不況の中で、この高度情報化の関係については、なかなか企業の引き合いが難しいという判断に立たれまして、凍結ということで、当面は駐車場として活用していきたいということのご発表がございました。私はとてもいい結論を出されたなということで、私の会派を含めまして、賛成でございます。

ただし、凍結ということについて、知事、私はもう一度、検討の見直しをし

てほしいと思うんです。なぜかという、ここの県庁に隣接した9,000平米のあの北口というのは、山梨県の今後の行政の中心地としての場所であるという、逆に言うと、エリアであるという深い認識を持っていただいて、前に、高度情報化の民間による使用を認めて、エリアづくりをしようとしたんだけど、民間を入れるということに対して、私は慎重な意見を持っているのです。

なぜかという、やはりあそこはどうしても、行政財産として担保していく必要があると思っております。図書館をおつくりになって、そしてまず、ゆとりある図書館をおつくりになることと一生懸命に取り組んでいただきたいと思います。図書館というのは世界共通の呼称であると同時に、三大文教施設だと思っております。図書館、博物館、美術館、これは万国、そして全部の自治体が競い合う、誇り得る文教施設だと思っております。これをおつくりになるのですから、やはりすごく立派な造成を含めて、図書館が仕上がったと言われる、横内知事の一つの誇れるものにお勧めを申し上げたいと思っております。

なぜかという、今、山梨県の美術館の人气があったり、文学館の人气があったり、博物館の人气があるのは、やっぱりある程度、山梨県では無理をしたぐらいの施設を持っているということなのです。例えば美術館の面積が1万7,494平米あります。それから、県立文学館は5万9,162平米あります。それから、県立博物館は6万3,488平方メートル持っています。9,000平米なんていう、1ヘクタールに満たない。これにいろいろごちゃごちゃおつくりになるということではなくて、どうかひとつ、知事、将来、行政財産として、含みを持って担保していただきたいと思いますと思っておりますが、見直しをぜひお願いしたいと思っておりますので、ちょっとご所見を承りたい。

横内知事

北口につきましては、まず図書館ですが、平成19年5月に新県立図書館整備検討委員会という有識者による検討委員会で、図書館の機能、役割から始まりまして、場所等も含めて議論をいたしまして、お年寄りや子供も使いやすい場所ということでやはり北口がよいと、こういうことで、北口に図書館を建設することになり、議会のご了解もいただいて、現在、設計が進んでいるということでございまして、これはこのまま進めていきたいと思っております。

その際に、私どもが考えますのは、9,000平米、甲府駅の北口のすぐ前の、大変に貴重な、また高度利用が十分可能な土地でありますので、図書館を設置するのはそれはそれで進めていくとして、まだ土地的に余裕がありますものから、確かにかなりゆとりを持ってつくったらどうかというご指摘もそれはよくわかるわけでありましてけれども、本県が持っている県有地としては最も立地条件がいい県有地であるだけに、ゆとりということもありますけれども、やはりできるだけ県民共有の財産である県有財産を有効に活用するというのもまた県庁の義務ではなからうかと思ひまして、図書館だけではまだゆとりがあると。したがって、そのゆとりを活用して、何かやはり北口にふさわしい、活性化に資するものはないかという議論をしていく中で、情報通信産業の立地等を入れる高度情報化拠点というようなものをつくったらどうかと、こういうような考え方になってきたわけでありまして。

その際に、高度情報化拠点を県のお金で、言ってみれば、県民の税金でつくるといふことにしますと、図書館は、おっしゃったように、非常に貴重な文教施設でありますけれども、これはいわゆる箱ものを、そういうふうなものまで県民の税金でつくるといふのは、この財政の厳しい状況においてはなかなかやっぱり県民のご理解も得られないだろうと。やはりそういうものは民間の力を使いながらやっていくのが適当ではないかということで、高度情報化拠点は、

民間のディベロッパーの力で民活を使ってやって、そこにはそういった情報通信産業を誘致していく、そういう入れ物にしていったらどうかという構想を出したところであります。

そんなことで、しかし、こういう経済情勢の中で、残念ながら、一時凍結を余儀なくされたわけでありまして、私としては、議員のおっしゃる、図書館は非常に大事な文教施設であり、やっぱり十分な施設的なゆとりを持ちながら設置をすべきだというご意見もよくわかることはわかるわけでありまして、同時に、北口のあの場所を考えたときには、やっぱりできるだけ県民共有の財産は有効に活用していくというのがまた大事ではなからうかと思ひまして、今のような構想になったわけでありまして、私としては、その考え方が一番いいという考えを今でも持っているところであります。もちろんこれから状況が大きく変わってくる可能性もありますから、状況に応じた見直しはしていかなければならないと思ひますけれども、基本的には、今の構想という考え方で、引き続き事態の推移を見ながら、再開の時期を探っていきたいと思ひているところであります。その点については多少ご意見も違うわけでありまして、私の考え方を率直に述べさせていただきました。

（米倉山造成地について）

前島委員

それはよくよくまた検討していただきたいと思ひています。

次に、米倉山の造成地にかかわる事業予算につきまして何点かお伺いいたします。米倉山につきましては、かつて中曽根内閣の時代の頭脳立地法に基づきまして、ご承知のように、平成元年に米倉山ニュータウン整備計画を決定して、土地造成を図って、これは民間活用を図るための先行取得として公社にこの事業をやらせてきたと、こういうことでございます。その後の経緯につきましては、特別法人、土地開発公社に所管がありますので、多くの県民もその経緯について非常にわかりかねる部分がありますので、まずこの経緯について、ひとつご説明を賜ればと思ひています。

興石企画部長

米倉山造成地の経緯につきましてご説明申し上げたいと思ひます。このことは、平成2年度に頭脳立地法に基づく業務用地などとしたしまして、国の計画承認を受けまして、事業に着手いたしましたところでございます。委員ご指摘のように、用地買収、造成工事は土地開発公社が行いまして、平成12年度までに総額で152億円が投入されたところでございます。しかし、景気の低迷によりまして、当初計画の実現が見込めなくなりまして、平成13年度から検討委員会を設置するなど、新たな活用策について検討を進めてきたところでございます。これまでに、再資源化施設を中核としたエコパーク用地としての検討を行い、また、企業からの引き合いなどもございましたけれども、いずれも具体化しないまま、今日に至っているところでございます。

土地開発公社におきましては、時価評価制度が導入された平成17年度の決算におきまして、約110億円の特別損失を計上したところでございます。県として、県が債務保証を行っている債務の削減を図るとともに、公社の健全経営化のために、米倉山に係ります土地開発公社の債務を処理することとしたしまして、平成20年4月に土地開発基金で造成地を取得いたしました。特別損失につきましても、平成20年度から30年間で計画的に解消することとしたものでございます。

この造成地の活用策につきましては、中部横断自動車道の整備であるとか、リニア中央新幹線の具体化などの有利な状況が生じていることを踏まえまして、今しばらく時間をかけまして、有効な対策を検討していくこととしたとこ

ろでございます。

こうした折に、米倉山造成地の本格活用までの活用策といたしまして、本年の1月、県と東京電力株式会社が共同で、大規模太陽光発電設備を設置することとしたという基本合意がされたところでございます。以上でございます。

前島委員

続いて、この造成地にかかわる投資額が152億円と言われているわけでございます。そのうち、ご承知のように、支払い利息が42億8,000余万円に達しているという状況を含めまして、この財政投資の流れをわかりやすく具体的に説明していただければと思います。

輿石企画部長

損失の処理は、平成19年12月に山梨県の行政改革大綱というものが策定されまして、この計画におきまして、出資法人に対する債務保証等に係る債務を含めた返済等の残高につきまして計画的に削減することといたしまして、土地開発公社の債務の処理方針を決定いたしました。これに基づきまして、米倉山造成地は、平成20年4月1日、土地開発基金によりまして、県が簿価の約42億円で取得いたしましたものでございます。また、110億円の特別損失のうち、20億円は、平成20年度に土地開発基金を取り崩しまして、県が土地開発公社に補助金として交付いたしました。残る金額90億円は、平成20年度から20年間は毎年度2億円を、平成40年度からの10年間は毎年度5億円を、一般財源によりまして、県が土地開発公社に補助金として交付することとしているものでございます。以上でございます。

前島委員

続きまして、このたび合意を図られました、民間事業者との共同事業という名においての無償貸与につきましての流れをちょっとご説明いただきたいと思っております。

横内知事

ご指摘のように、無償で貸し付けることにしたいと考えているわけですが、県有財産につきましては、県有財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例という条例がございまして、これに基づいて、公益上その他特別の理由がある場合に無償で貸し付けすることができるとなっているのは言うまでもないことでございます。

そこで、東京電力と本県が共同で行う、米倉山のメガソーラー事業の場合、東京電力は営利目的で発電施設を設置するのではないわけでありまして。原子力発電とか火力発電というような営利目的といいましょうか、利益目的でつくるということではございませんで、利益そのものは、太陽光発電は1キロワットアワー当たり40円ぐらいかかって、火力あるいは水力に比べれば4倍のコストがかかるような状況で、利益は上がらないわけでありまして。そういう中で、しかし、国の大きな方針のもとで、地球温暖化防止のために先導的な役割を果たすという公益的な目的でメガソーラーを設置することを考えているわけでありまして。

また、この事業は東電単独の事業ではございませんで、県との共同事業でございます。県としても、地球温暖化対策条例に基づきまして、日照時間日本一というような本県の自然特性に合ったクリーンエネルギーとして、太陽光発電を大いに振興していこうという方針を持っているわけでありましてけれども、その東電の考え方、本県の考え方が一致して、お互いにひとつここは地球温暖化対策として、共同事業でこれを実施していこうということになったわけでありまして。そういう意味で、本県にとっても、地球温暖化対策条例の目的を達成していくためにも必要な施設であるわけでありまして。

加えて、このメガソーラー、大規模太陽光発電施設ができることによりまして、言うまでもなく、子供たちなどに対して、環境教育の格好の材料になるわけでありまして、また、これを見に来る観光客も一定量見込むこともできるだろうと思います。それからさらに私が大事に思いますのは、山梨のイメージアップといったものにつながるのではないかと考えております。山梨県というのは、内陸県では最大のメガソーラーをつくった、非常にクリーンエネルギー先進県であるというイメージが全国に広がる。そのことは無形の大きな効果の本県に発揮するのではないかと思うわけでありまして。

現に、これが発表されて以来、県の企業局にいろいろな県から盛んに問い合わせが来ておりまして、東京電力の管内でも、茨城、栃木、群馬、埼玉などから、「我々もこれをやりたいんだけど、どういうやり方で、どういうスキームで、東電のどういうところと話をしようか」というような問い合わせが盛んに来ているということでありまして、そのことからしても、山梨県がこういうことをやるというのは、非常に先導的な試みとして、全国に一定のイメージアップをもたらしているのではないかと思うわけでありまして。

そんなことから、この事業は公益性ありと判断して、条例に基づいて、無償とすることが適当ではないかと考えているところであります。なお、無償でありますから、当然、貸付料の収入は入らないわけでありまして、別途、東京電力が設置する施設に見合った法人事業税の東京電力からの増収がありますし、それから、こういうクリーンエネルギーを開発いたしますと、それを引き当てにして、グリーン電力証書というような形で、環境価値を売却することができるわけでありまして、例えばある会社に、「これは太陽光発電でつくった電力です」と言うことによって、その会社にしてみれば、クリーンなエネルギーを使っているということをしてPRできる。それに見合った一定のお金を得ることができるわけでありまして、東京電力がそういうものを得られれば、当然、本県にもそのある部分は還元を受けるわけでありまして、そういうことも含めれば、これは規模にもよりますが、年間7,000万円前後の収入も見込まれるということですので、貸付料収入は入りませんが、そういう経済的な利益は本県にあるということでございます。

前島委員

このことにつきましては、山梨県として、県有地を無償で提供するという歴史的経過がないんですね。いわゆる学術研究機関へ、この間、これも知事さんのあれで、梨大に知事公舎をお貸しした経過がありますが、山梨県の歴史は、すべて民間にお貸しをする場合には、賃貸借契約の対応をしているわけです。そういうことを考えると、共同事業という名において無償でやられるということについて、県民の多くは、あれだけの、152億円の財政投資をしていて、全然収入として……。付加価値の温暖化だとか、あるいはそういうようなことが付加価値としてあるという説明だけで、この流動すべき土地を17年間、固定化していくというところに、私は非常に心配をしているわけでございます。少なくとも、やっぱり賃貸借契約を結ぶということを、私はどこかのところで絶対やらなければいけないんじゃないかなと思っています。

私はやっぱり賃貸借契約をどうしても、今からでも東電と頑張ってもらいたいなど。全然金にならないなんていう事業をやるなんていうことは、収益が全然赤字だから無償だなんていうことは、非常に説得力がないように思うんです。いかがでしょうか。

横内知事

賃貸借契約をし、賃料をとるべきだというご意見はご意見として確かに傾聴

すべきものだと思うわけでありましてけれども、条例上は、決して民間企業に無償で貸し付けてはいけないとかいうことが書いてあるわけではなくて、民間企業であれ、山梨大学であれ、そこに一定の公益性が認められれば、無償で貸し付けることができるということになっているわけで、あとは裁量の問題だと思えます。

過去において民間に無償で貸し付けた例があるかどうか、私はまだ細かく調べてはございませんけれども、先ほど申しましたから繰り返しません、公益性の高い事業だと判断して、無償貸し付けが適当だと思っているわけでありまして。ほかに、東京電力あるいは関西電力と同じようなものを始めようとしているところもありますけれども、そういうところも、まだつづきにはわかってはおりませんけれども、基本的には無償で貸与するという方向で動いていると。

それは物の考え方として、共同事業でありますので、これは東電単独の事業ではなく、山梨県も一緒にやる、山梨県もお金を出してやる事業でありますから、そういうものに対して、山梨県としては土地を無償で提供しようと、東電はそこでやろうと、そうすることによって共同してやっていこうということなので、賃料をとるということが果たしていいのかどうかという議論はあるわけでありまして、これからも、ほかのそういった類似の例がありますので、そういうものもよく見ていきたいと思えます。それでなければだめだということになって、それはご破算だとなったときにどうするかという議論ももちろんあるわけでありまして、いずれにしても、ほかにまだそういう例もありますので、そんなものも見ながら、委員のご意見はよく頭に入れて、そしゃくしたいと思っているところであります。

なお、繰り返しになりますけれども、借地料収入、賃貸料収入は入りませんが、今申し上げたような形で、県の財政には、規模によりますから今確定はできませんが、年間7,000万円程度の収入は入ってくるということだけは申し上げさせていただきたいと思えます。

前島委員

知事さんの、長の裁量権で、条例か議会の同意かということなんですよ。でも、知事は、これについてはわりあい唐突に発表されていて、ほんとうはこれだけの大きな事業は、議会にご相談されるということのほうが有益ではなかったかなと思うんです。これは条例でやれるんだということだけれども、17年間、固定化していく県有地の使い方なんです。これは、民法604条の、賃貸借契約は20年を超えてはならないということに3年余すだけの、長期にわたる契約であるわけですから、これは今までかつてない契約ですから、天下の東京電力と少なくとも送電の始まる時期には見直しの精力的なお話し合いをされることが……。

しかもそのころ、17年後は、知事さん、いないでしょう。我々もいませんよ。そういう後年度に課題を残す貸し方については、やっぱり、より慎重な契約を結んでいかなければいけないんだと。そういうことを考えると、やっぱり行政財産で使いなさい、あるいは賃貸借契約を結んで……、やっぱり県民のお金をあれだけ投じているわけですから、これは何とか少しでも……。

企業がもうからない事業をやるわけがないでしょう。東京電力だって、長期的に見て。もうからない事業をやる、損益計算書と貸借対照表の数字がはじけない企業なんて、企業とは言えないじゃないですか。こんなことはあり得ないと思う。ぜひひとつ、頑張ってください。私は、おつくりになる計画は、アイデアはいいと思うんです。でも、東京電力としっかりその辺を詰めてもらいたい。要望しておきます。

（県庁舎耐震化等整備事業費について）

次に移ります。次に、県庁舎の問題についてお伺いいたします。ご承知のように、18年に国のほうの耐震についてお話がございまして……。そんなことで、この問題について私は総論的なお話をしますが、経済情勢がこういう情勢になってきたと。知事がPFIでこれをつくっていきたい、進めたいという考え方は理解しておりますが、この経済不況下で、この計画は全体計画をやっぱり政治判断で一、二年延ばしたほうが……。いかに耐震といえども、今、県民の皆さん方が失業、離職、そして、相談、資金繰り、ほんとうにこれから来年に向かって大変な状況の中で、耐震とはいえ、なぜ県庁をつくらなければならんの？という、県民の声も少なくないんです。

PFIで、一時資金が用意できないから、長期の民間活力を使うんだと言っているけれども、県庁を建てる……。甲府市もつくるようですが、甲府市は合併対策債を充てるといふ考え方のようですけれども、この状況の中で、知事の、仁徳天皇の気持ちというか、民の煙を見て、県庁ばかり先によくなっちはいけないというような感じも持って、全体計画を一、二年先延ばしにするということも、私は政治判断として望ましいやり方ではないかと思いますが、質問を最後にさせていただきまして終わりたいと思います。

横内知事

県庁耐震化事業、防災新館の事業を、この不景気の状況であるので、一、二年先送りをしたらどうかというご指摘でございます。委員がおっしゃるそのお気持ちもよくわかるわけでありましてけれども、また、そういう県民の声があるということもおっしゃるとおりかと思うわけでありまして。

ただ、しかし、私が大変に心配をいたしますのは、知事になって非常に驚きましたのは、県警本部の建物が8つに分散していて、しかもメインである東別館、別館は耐震性が極めて悪い。いわゆるIs値という、耐震性をあらわす指標がございまして、これが0.6以下ですと、阪神・淡路大震災級の地震が来たときに倒壊するおそれがあるとされているわけでありまして、0.6どころか、東別館の場合には0.25であり、また古い別館は0.3というような数字でありますので、おのずから、大地震が来たときにあの建物がどうなるかというのは、なかなか口ではあわせませんけれども、これは大変なことだと危機感を持つわけでありまして。

とりわけ県警本部、警察というのは、やはり地震等が発生したときに、県民が非常に混乱しているときに、県民の救済、災害に対する救済の一番中心になって働いてもらわなければならない、そういう機関であります。それも、それぞれの地域にばらばらというんじゃなくて、やっぱり警察組織というのは一定の統率がとれた上で、きちんと本部機構がしっかりしていて、本部機構の指令のもとにきちんと統率をとって、災害に対する救済をやっていっていただかなければならぬわけでありまして、もし万一、この本部機構がそういうことで機能を完全に停止するようなことがあったら、これは非常に大変なことになるのではないかという危機感を持っているわけでありまして。そういう中で、防災新館というようなものを、ほかの県警本部とかそういうものとの比較からしても、どうしてもやっぱりこれは早急につくっていかなければならないということで、これを始めているわけでありまして。

PFIを導入した理由は幾つかありますけれども、一つの理由は、やはり議員もおっしゃったように、負担を長期化することによって、一時期に過剰な負担が発生して、財政に過大な影響を及ぼすことを避けて、長い目で判断して、負担をしていくということでやったわけでありまして。そのような防災対策としての必要性があり、もう一つは、これも新年度に入りますと、国のほうが追加

の経済対策なんかをやるうとしておりますけれども、経済対策としても、いわゆる防災対策みたいなものがかなり中心なものになってくる。例えば小中学校の防災化だとかが中心になってくるということで、経済対策としても、防災対策というのはいつかはやらなければならないわけですから、そういうものこそ、むしろこういうときにこそ、なるべく前倒しにやっていくべきものではないかという考え方のもとに、国の追加経済対策も編成されるとも聞いております。

確かに、県民の気持ちの一つとして、こういう苦しいときに、何もそんなビルなんか建てなくてもいいじゃないかという考え方があるかもしれませんが、しかし、経済対策としてやらなければいかんときには、こういうときこそ、いつかはやらなければいかんものであるならば、前倒ししてやるべきではないかという考え方もあるわけです。我々としては、そのような考え方から、これについてはぜひ当初計画どおりやらせていただきたいと思いますところでございます。

（甲府市中心市街地活性化対策について）

土屋委員

前島代表が非常に県政の中核をいくようなすばらしい質問をされた後でありまして、残り時間も大分少なくなっているわけですが。

横内知事さんがいろいろな場所でお話しする言葉の中に、甲府市は県の顔だ、甲府市がよくなると山梨県はよくなると。私なりに解釈をさせていただいているわけでありまして、通告を申し上げたとおり、中心市街地の取り組みは極めて今日的な大きな課題だと思ひまして、この問題に集中して質問をさせてもらいたいと思うわけでありまして。

昭和20年の終戦から数えて今年で64年目。焦土と化した甲府市の戦災復興で、中央線の南北の区画整理が始まりまして、そして、64年を迎えている今日、さまざまな社会資本の整備がされたことも事実であります。今ここで私が声を大きくして申し上げたいのは、昭和58年の数値で、甲府市の人口は20万人、中心市街地の人口は9,109人、昨年の平成20年の調査によりますと、人口は19万3,013人、中心市街地の人口は5,800人と、こういう数の上から見ても、中心街がいかにかにどんな取り組みをしても、人口減、世帯数の減少というのは否めない事実でありまして、これは国も県も市も一体となって取り組む、今、喫緊の課題ではないかなと思うわけでありまして。

そんな意味で幾つかお尋ねしたいと思うんですが、私は先般の代表質問の折に申し上げました。2月14日には、春日アベニュー、オギノがお店を畳むというような事態を迎えました。甲府市が、同じ施設の中でアルジャンという市民のいこいの場の閉店も余儀なくされました。間もなく4月を迎えるわけですが、私どもが長年、映画という娯楽施設、甲宝という映画館が店じまいをする緊急の事態が起きてきているわけです。横内知事、こういうときに、先ほどから申し上げているようなこの中心市街地を、県として、横内知事として、どういふふうに受けとめて、どういふふうに処していくのか、まずお伺いをしたいと思います。

横内知事

委員からお話ございましたように、甲府の中心市街地は、単に甲府市民というのではなくて、県民が長年育ててきた県民共有の財産じゃないかと、私は思いますが、私どもも子供のころは、やっぱりよく何かあるときには、晴れのときには甲府へ行って、甲府でラーメンを食べたりとか、そんなことをしたものであります。やっぱり県民みんなが育ててきた財産だと思ひまして、その活性化を図るといふことは、山梨全体にとっても大変重要だと思ひます。また、県外の人なんか来ると、やっぱり甲府へ来て、甲府の街並みを見て、中心街

を見て、「これは随分さびれているな。山梨はさびれているよ」と思ったりするわけでありまして、やっぱり山梨県の顔として、甲府の中心街は元気であってほしいと。それはまた山梨の活性化に必要不可欠なことだと思っているところでもあります。

そんなことで、もちろん甲府市、甲府商工会議所、そういったところが中心的に進めていくわけでありまして、県としてもこれを傍観しているのではなく、積極的に甲府市なんかに対して支援をし、県としてやれることは最大限やっていきたいという考え方でやってまいりました。具体的には、あるいは後でご説明するかもしれませんが、宝石美術専門学校を甲府の中心部の紅梅再開発のところへ持ってきて、若者が多少そこにいることによって、にぎわいに資するのではないかという配慮からそんなことをやってみたり、あるいは、今お話がありました県庁。見ていると、やっぱり甲府というのは中心が2つに分かれておりまして、駅周辺と、岡島を中心とする商店街と2つに繁華街が分かれていますわけでありまして、そのちょうど真ん中に県庁があるわけでありまして、県庁のあり方というのは、甲府市の活性化にも結構大事な役割を持っていると思うわけでありまして。

そこで、県庁の耐震化の一環として、防災新館を建てるわけでありまして、このところがちょうど駅のほうから岡島のほうへ歩いてくる角地になるわけでありまして。ここに単なる県庁の行政のビルが建っているというだけではうまくない。やっぱり1階部分には、にぎわいの施設があるべきだということで、防災新館の1階部分には、そういうにぎわいの施設を設置するというようにいたしました。

また、その際、あわせて、議会も含めて耐震化をしていくわけでありまして、その際には、県庁の中の敷地についてもできるだけオープン化をいたしまして、今は例えば土日とか夜などには閉まってしまうわけですが、土日なんかはあけておいて、門とか塀などはできるだけなくしてしまっていて、中は歩、車道をきちんと分離し、植樹だとか、そういう修景的なものを施して、駅のほうから気持ちよく県庁の中を散策しながら、岡島のある、中心のほうへ行けるといって、そんなような形で、ぜひ県庁が甲府市の中心市街地の活性化に資するように、県庁の整備をしていきたいと思っているところでもあります。

また、新県立図書館も北口でありますけれども、あれができますと、現在の図書館は年間16万人ぐらいの入館者でありますけれども、おそらく3倍とか4倍の入館者になる。ほかの県の図書館を建設した例からしてそうなりますから、これも相当なにぎわいをもたらす施設になると思います。そういうようなことを県としてやっていきたいと思っております。それ以外にも、ソフトの事業で、商工会議所がやる商店街活性化対策に対する支援とか、あるいは、ヴァンフォーレ広場とか、やまなしヌーボーフェスティバルとか、そのようないろいろなソフト施策も甲府市の中心市街地でやることによって、少しでも甲府市の活性化に資するように、県としても努力していきたいと考えているところです。

土屋委員

私もこのような発言ができる場がいささか長いものですから、かつて、知事さんがお勤めになった建設省へ何回か出向いて許可をいただいた事例を申し上げます。丸中地区再開発事業というのがございまして、今から二十数年前に、県、国を通して、中心街の活性化策を図ろうと、当時、私は市議会議員でありまして、そして、常任建設委員会で、議会でも議決して、建設省のほうへお願いに参りました。

Aブロック、Bブロック、Cブロック、Dブロック、Eブロック。「丸中」とは甲府市丸の内地区、「中」は中央何丁目 1丁目、2丁目、3丁目、4

丁目です。そして、年次的に、計画的に、当時、手がかかると、完全に仕上がっているレンジへ入るわけなんです。そして、行政も、関係者みんなが一生懸命になって、AブロックはAブロックで、中央銀行本店の裏側、岡島百貨店の東側から北側、隣の朗月堂の周辺、それで今度、柳町をずっとおりてきますと、Eブロックということになるんですが、出たお答えは、4社だけが出たビルディングが出て、あえて言いませんが、それだけ大騒ぎして、出たものはワンホテルだけ。

だから、今、知事の説明を聞くと、「北口もよくなりますよ」「県庁の周辺にも今度は耐震型の建物が出るから、よくなりますよ」「紅梅町再開発が、今、目下、盛んに建築中でよくなります」と、点だけは見えているんです。私が主張したいのは、今、64年という話をしましたけれども、かつてのにぎわいのある甲府中心街、今、通称シャッター通りと言われている、こういう軒並みの店舗、あるいは店舗にかわる取り組みを県や国で力をかしていただかないと、甲府市の地元だから甲府市でやりなさい、いやいや地元の地権者、あなたたちがやりなさい、では一向によくないんですね。

私はもう、バッジをいただいて38年になりますが、38年と今日も全然変わらないんです。出たのは、今言ったホテル1個ですから。そういう意味で、中心街の活性化には、県、国、市、三者が一体となって、願わくば、地元の地権者も一緒になって、明日に向かってどうするんだと。そして、山梨県の顔、甲府市というものをみんなでつくろうと。それで、商工会議所とか、あるいは中央会だとか、いろいろな団体へ今年予算の中に立ち上げようという姿がちらほら見えているわけですね。もう時間がないから、私のほうで一方的にしゃべって、答弁をもらおうと思ったんですが、予算書の中に、何とか何とか研究会みたいなのが入っていますから、これにはやはり知事さんも出向いていただいて、生の声をぜひ具現化するように取り組んでもらいたいと思います。

それで、質問に入ります。今、知事のほうからお答えがありました、宝石学校が紅梅町再開発へ来る。とても期待したいと思います。私はとても祈るような気持ちでいるんですが、実は私の政治の師匠が、もう30年ぐらい前に、宝石とは、風光明媚とは言いませんけれども、技術を磨くには、静かなところ、なるべく閑静なところがよいと言って、愛宕町の現在地へ、うんちくした専門家の知恵を絞って、学校をつくって、今日を迎えたんです。定員100人のところを、今年は50人にして、20何人しか応募してこないなんて姿を思うときに、宝石学校の見直しは極めて大事ではないかと思うんですが、知事さんでも、部長でも結構ですから、今日までの流れと、宝石学校はなぜ愛宕町に出たのかということをごちゃんとお答え願いたいと思います。

廣瀬商工労働部長

土屋委員のご指摘のとおり、確かに今、宝石学校を取り巻く状況は大変厳しいものがございます。しかし、委員もよくご承知のように、あの学校の設立の背景とかそういったことを我々もつぶさに見てまいりますと、やはり業界を挙げて、ああいった専門的なものが、世界に誇る産地の顔として、人材育成の場として生きるということで、あの学校が、地元と県の力とを合わせてスタートしたわけがございます。

確かに、今の経済環境を見ますと、かつての勢いは少し減じておりますけれども、ただ、世界的に見て、ジュエリーの産地である甲府というのはまだその存在感が消えたわけではございませんで、十分ネームバリューがあるわけがございます。そういった面からしますと、今のいわゆるジュエリーの産業界を取り巻く状況は確かに厳しいものがございますけれども、私どもは、午前中の答

弁でも申し上げたように、内需拡大策につながる中小企業の振興、地場産業も含めて、今、一生懸命やっているんです。そういうものが必ず……。

委員がおっしゃるような、閑静な場で宝石を観察したりとか、そういう能力ももちろん必要でございますけれども、産地として、今の宝石美術専門学校が一番求められているものは、いわゆるジュエリーが産業を通してどういうふう
に世の中のいろいろな人々の、消費者の生活の場にしみ込んでいくかという、
いわゆるマネジメントの部分ですけれども、ジュエリービジネスそのもののマ
ネジメントについて、宝石美術専門学校は、いわゆる教育方針を数年前に転換
しました。そのことがこれからじわじわと根づいていくプロセスに今、あるん
ですけれども、たまたま未曾有の経済危機とタイミングが合ってしまいまして、
ご指摘のような、人気の面では落ちているかなという現象が、今、起きている、
そのように私どもは受けとめております。

そういう面で、これから中心街に移転してくるということについての評価に
つきましては、世界に名立たるいろいろな、ジュエリー以外の専門的なもの
がある学校の立地を見ますと、やはり街中にございまして、そのこと自身が産地
の皆様への誇りになっています。そういった面も含めまして、中心市街地の今の
現状とあわせていきますと、今しばらくあの学校が移転することの成果を注目
していただければと考えております。

土屋委員

時間がないから、要望だけしておきましょう。宝石学校が紅梅町再開発へ移
るというのは、私は報道で知ったんです。今、廣瀬部長が説明をるるされたよ
うに、ほんとうは全議員にある程度、いかがなものかと……。先ほど前島代表
からもお話がありましたように、賢明なる横内知事さんですから、おそらく若
干、二、三の人には相談したのではないかと思います。残念ながら、私ども
甲府に住む立場の人間には、あるいはこういう立場の人には相談がなかった
ということで極めて残念であります。私はこの行方は大きな目で見たいと思
いますが、そういう残念な結果だったということをおし上げて、時間がまいり
ましたから、質問を終わります。

（ 休 憩 ）

（県債残高の削減目標について）

竹越委員

それでは、まず県債等の削減目標についてお伺いしたいと思います。県の財
政運営上の大きな課題の一つが、県債残高の削減でありまして、従前の県債削
減の目標は、通常県債、これは臨時財政対策債などを除いた県債であります
が、その発行額を当該県債の元金償還額の範囲内にするという大変わかりやす
いものでありました。そうすれば、県債の残高は減っていくわけでありまして、
プライマリーバランスは確保されるということになるわけでありまして、09年
度予算では、通常県債発行額は499億円、元金償還額は554億円でありま
すので、55億円だけ残高が減少するわけでありまして、これは堅実な財政運営
だとむしろ誇っていいのかなと思っているのであります。

しかし、予算案を発表した翌日の新聞記事であります。1面のトップペー
ジの大きな見出しの中の一つでありますけれども、「県債残高1兆円台解消先
送り」とありました。ごらんになっていると思います。財政運営上意味のある
プライマリーバランスが確保されているということが見出しにはなっていま
せんで、記事の中にちょっと出ているだけであります。まことに残念だと私
は思っているわけでありまして、このことについて、知事の感想をお聞
かせ願いたいと思います。

横内知事

今、委員のご指摘がありましたように、県の目標といたしましては、行政改革大綱で県債残高の削減の目標を定めております。これは臨時財政対策債等を除いた通常の県債等残高を削減の対象といたしまして、これを4年間で380億円削減するという目標を立てているところであります。今ご指摘がありましたように、今年度もプライマリーバランスが確保されておりますので、通常の県債等残高は着実に減少してきておりまして、行政改革大綱で予定しているペースよりもさらに早いペースで削減が進んでいるという状況でございます。

しかしながら、臨時財政対策債も一般の県債と同様に、予算書上は県債の中に入っているということもありまして、同時に、県民としてみれば、県債は県債だと思ふ面があるものですから、やっぱりこれも含めた県全体の一切合切の債務残高についても説明はする必要があると考えて説明をしているわけでありまして、そういうことが新聞等で報道されているわけでありまして。

確かに、臨財債は県がコントロールできないものでありますから、それを除いたもので目標を定め、議論をすべきものだと思うわけでありましてけれども、そんなような事情で、しかし、やっぱり全体としての1兆円ベースの債務残高についても説明はせざるを得ない。なかなかこれはわかりにくいわけでありましてけれども、できるだけ県民の皆さんにわかるように、誤解を生じないように、これからも丁寧に説明をしていきたいと思っております。

竹越委員

順次ただしていきたいと思っておりますが、県債残高のコントロールという意味では、さっき申し上げた指標、県債の発行額を当該県債の元金償還額の範囲内にするというのが一番わかりやすいわけであって、こういう指標は積極的に説明するべきだと思っているんです。予算の説明の資料には書いてありますけれども、知事の所信表明の中にはこういうことは触れられていないんです。そういう意味で考えると、大変軽く見ておられるのかなという印象を持たざるを得ないのであります。

それはそれで、さっき知事さんからも話がありましたように、行革大綱では、通常の県債と企業債、そして、出資法人に対する債務保証を合計して、これを県債残高と呼んでおりまして、09年度は、お話がありましたように、削減計画を上回る見込みであります。さっき申し上げたこれが県の公式の県債の削減目標だと、私は認識しているわけでありまして。一方で、県債残高に臨財債を加えたもの、これは1兆円ベースの県債残高と言われるものであります。これは09年度は08年度を上回るわけでありまして。しかし、ほんとうに県の実質債務をあらわすものとして、行革大綱の言う県債等残高と1兆円ベースの債務残高では、どちらのほうが適切なのかなと。知事さん、どういうふうにお考えになっているんでしょうか。

横内知事

行革大綱の通常の県債等残高と1兆円ベースの債務残高のどちらが指標として実質債務をあらわすものとして適切かというご質問でありますけれども、私どもとしては、行政改革大綱で言っている、臨財債を除く通常の県債等残高が実質債務をあらわすものとして適切ではないかと思っております。といいましますのは、委員ご案内のように、臨時財政対策債というものは本来、地方交付税として現金で来るべきものであるわけですがけれども、しかし、国のほうもお金がないから、端的に言うと、都道府県でまず借金をしておいてくれ、後で元利一切、国のほうで払いますから、県民には負担をかけませんからと、言ってみれば、地方交付税を手形で払ってもらっているようなものでありますから、県民の負担にはならない。法律上ははっきり、国の負担で元利償還しますと書いて

であるものでありますから、県民の負担にはならないものでありますから、将来、県民が負担をしなければならない実質債務ということであれば、臨時財政対策債を除いた通常の県債等残高が適当だと思っっているところであります。

国もそのことはわかっておりまして、地方公共団体財政健全化法という法律で、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標として、実質公債費比率と将来負担比率というものをそれぞれ自治体に算定させることになっておりますけれども、この実質公債費比率、将来負担比率の算定においては、臨時財政対策債の元利償還金は控除して計算しなさいということになっております。これは結局、その県民あるいはその市町村民の負担ではないから、それは除いて計算していいですよ、国は判断してやっているわけでありまして。県民負担にならないものについては、1兆円ベースの債務残高というものは、県民負担にはならない臨財債も含めているものでありますので、最初のご質問に戻れば、いわゆる臨財債を除いた通常の県債等残高が実質債務をあらわすものとして適当だと思っております。

竹越委員

今、財政健全化指標の将来負担比率の話を知事さんがなさいましたけれども、思い起こしますと、1兆円ベースの債務残高を持ち出されたとき、あるいはその後、その指標を正当化するために、財政健全化指標の中の将来負担比率を持ち出されました。どういう言い方をされたかということ、地方債にプラス、出資法人などへの債務保証の額を合計したものが将来負担比率にあると。だから、国でもそういう指標を使っているんだから、1兆円ベースの指標は正当だ、大変いいものだということをおっしゃったのであります。そのとき、おっしゃったのであります。それは私の記憶があるのです。というのは、議会の中でも、支持する方々がそういう発言をなさっていたのであります。今の中では、そういうのからすると、僕はまさかそういうお答えがあると思いませんでしたから、さっき申し上げたようなことを言ったと。それは将来負担比率のつまみ食いかなとも思ったわけでありまして。

というのは、さっき知事さんからお話がありましたように、後年度、基準財政需要額に算入される地方債についてはマイナスになっているわけですから、そこもちゃんと言わないといけないわけであって、そのところを今日初めておっしゃいましたけれども、そういう意味では、県の債務残高全体をあらわすものとしても、1兆円ベースよりは、さっき申し上げた、臨時財政対策を除いたもののほうが適切だと思っっているわけであって、幾つも指標を出すよりも、例えば県の債務残高をあらわすもの、その指標としては、せっかく将来負担比率という財政健全化指標もあるわけでありまして、幾つも並べずに、すっきりしたものを使えばいいのかなと思っっているわけでありまして。

あまり時間がありませんので、そういう意味で、一つには公式の削減目標があるわけでありまして、さっき申し上げたように、全然注目をされないわけであって、新聞もそうですが、最初の2月3日の記者会見でも、結局、話題は1兆円ベースの債務残高の話題に集中いたしましたですね。私もホームページで会見の内容を読ませていただきました。結局は、知事さんのほうは、この額から、実質的に交付税と同様の臨時財政対策債を除けば、実質的に計画を上回るんだという説明をされておりまして、言いわけがましい話がずっと続いていたわけでありまして。記者会見をもっと有意義な時間に使っていただきたいものだと思っっております。そういう意味では、1兆円ベースという債務残高については取り下げた方がいいかと思うわけでありまして。いかがでしょうか。

横内知事

先ほどと同じ、繰り返しになって恐縮ですがけれども、将来の県民も含めて、県民負担ということ言えば、実質債務残高ということであれば、やっぱり臨時財政対策債は法律で国が手当てをしますと言っているものですから、それは除いた通常の県債等残高で見ていくというのがいいと、正しいと思うわけがあります。ただ、臨時財政対策債が一応、そういうものではあっても、県の借金としてあるということでもありますので、やっぱりどうもそのところはそのところで説明をどうしてもする必要があるということでもあります。

行革大綱の目標はそうなんだよということと言いましても、やっぱり新聞記者の皆さんあるいは議員の皆さんは、一切合財の借金はどうなんだと、こういう話もありますから、そのところの説明を一生懸命やり、結果として言いわけのような言い方にどうしてもなってしまうということでもあります。これはやっぱり引き続き、できるだけわかるように、ご理解いただけるように説明していくしかないんじゃないかなと思っております。

竹越委員

1兆円ベースというのは、借金は借金だという言い方をすれば、その通りであって、全く無意味だとは言わないわけにありますけれども、せっかく県債残高を削減しようと大変な努力をある意味でされているわけです。公共事業あるいは県単独事業を4%、8%の減額をしているわけにあります。そういう努力をしているのは、記事にならないわけにありますから、県民の目には全く映らない。そういう意味で言いますと、1兆円ベースの債務残高のあらわし方というのは大変罪が重いというふうにも思っているわけであって、ぜひその辺は再考していただくように求めて、次の質問に移ります。

（県予算と地方財政計画との関係について）

次に、県予算と地方財政計画の関係についてであります。これは代表質問で取り上げたのでありますけれども、どうもお答えがさっぱりいたしませんので、再度取り上げさせていただきます。

（表「09年度地方財政計画歳入歳出一覧表」のパネルを見せる）

遠くて大変見にくいのでありますけれども、これが09年度の地方財政計画の一覧であります。上側が歳入で、下が歳出ですが、地方財政計画です。歳出の中に、このブルーのところなんですけれども、地域雇用創出推進費5,000億円が新たに計上されました。地方財政計画の歳出に計画されたということは、歳出全体に対して、マクロで言えば、財源確保がされたということの意味を思っています。ただ単に地方の歳入歳出を見込んだだけというのではなくて、財源が確保されたということに地方財政計画の大変深い意味があると。むしろ、それが一番重い意味だと思っております。

それで、この地域雇用創出推進費は、来年度の地方交付税の算出において、本県では37億円程度が基準財政需要額に算入される見込みだと本会議でご答弁いただきました。見込みだという意味を念のために確認させていただきたいのであります。この額が本県の予算の中に組み入れられていると理解してよろしいのでしょうか。

古賀総務部長

明年度の予算におきまして、実質交付税ということで、これは先ほど説明しております臨時財政対策債を含めて、1,515億円を予算上計上いたしております。これは総務省の1月時点での試算に基づくものでございまして、この中では、今、委員のほうからお話ございました、地域雇用創出推進費として、本県の場合、37億円程度が基準財政需要額に算入される見込みであるという前提で算定をした額でございます。

竹越委員

一方で、雇用対策につきましては、国からの交付金によりまして、緊急雇用創出事業あるいはふるさと再生事業、合計で60億円の基金が設けられまして、これに基づいて事業が行われる。新年度予算に盛り込まれています。これはさっきお示した、地域雇用推進費が地方財政計画に入ったから事業を行うものではなくて、別の交付金があるから事業化をするもので、こちらの推進費とはリンクをしていないものと私は理解いたしております。

それで、今年の1月20日付で総務省自治財政局財政課長から、自治体の予算編成上留意すべき事柄について、通知が出されています。通称、財政課長内かんと呼ばれておりますが、その中の一つに、地域雇用創出推進費として、地方交付税の算定を通じて配分される額については、地域雇用推進費が平成21年度及び22年度限りの措置であることを踏まえ、全額を基金に積み立てて使用するなどにより、その使途が住民に明らかになるように取り組みを行うことが望ましいと、これが財政課長内かんに書いてあるのであります。私も記憶が定かではないのでありますが、国会の中の議論の中でも、きっと政府ではこういうことを、同様のことを述べていると聞いたことがあります。

それで、この内かんに従いますと、国からの基金に基づく事業とは別に、配分が見込まれる37億円の雇用創出があつてしかるべきとも読めるわけがあります。このとおりにしろと言っているわけではありませんが、そういうふうに見えるものですから、これを今の本県の予算との関係をどういうふうに考えるのが適切か、説明をお願いしたいと思います。

古賀総務部長

今お話がございましたとおり、まさしく地域雇用創出推進費というのは地方交付税でありますから、一般財源であります。一方で、緊急雇用創出事業あるいはふるさと雇用再生事業ということで交付金に来て、これを基金に積み立てて、明年度、事業を行います。これは補助金でございます。つまり、使途が特定、限定されているというものでございます。その点において、地域雇用創出推進費とは大きく異なるわけでございますけれども、確かに財政課長内かんにおきましては、まさに今、委員がご指摘をされましたような、基金に積み立てて使用するなどということで、その使途が明らかになるような取り組みを行うことが望ましいと明記されていますけれども、一方で、総務省の会議におきましては、特別な形で設置したものである趣旨については、各県のほうでご理解いただきたいという説明と同時に、交付税ということで、使途が縛られるものではありませんから、やり方は基本的に各団体の考え方でやってほしいという説明もございました。

それで、先に実態ということで申し上げますと、明年度予算で、このとおり基金に積んで、雇用対策事業に、その基金を取り崩して充てるという手法を実際に導入したのは、全国で鹿児島県だけございました。それで、考え方といたしましては、本県におきましては、昨年9月補正、そして12月補正、いずれも30億円規模で独自の雇用対策を展開しておりますし、明年度の予算におきましても、経済雇用対策を最重要課題として取り組んでいくという中で、当然、地域雇用創出推進費、この37億円に対応するものということで予算上明確にしているわけではございませんけれども、いずれ、職業能力開発、人材育成の関係の事業とか、農林業の担い手対策、観光振興事業、あるいは燃料電池など、新たな産業の芽を育てるといような事業等、幅広い事業を展開しております、こういうものが雇用創出につながってくるということで、予算を計上してございます。

これは若干事務的なことになるんですけれども、さらに申し上げますと、総

務省のほうからは、各県の地域雇用創出推進費相当額が雇用対策費としてどういう事業にあてられたか、事務的に報告してほしいということをおっしゃっておりまして、これは今申し上げましたような事業を、37億円以上になるんですけども、事務的には報告いたしてございます。そういう点から考えましても、基金にあてて、これを特定の事業にあてるといふ形はとっておりませんが、実質的には、本県として、この37億円を、十分雇用創出につながる事業ということで有効に活用を図っていると申し上げられるかと思えます。

竹越委員

新年度の県予算は、経済対策、雇用対策に重点化したというふうにご説明いただいております。表面的には確かにそのとおりであります。ただ、交付税上の推進費をカウントすると、基金事業を除いて、どれほどの、新たな、一般財源をつぎ込んだ雇用対策の事業があるかということ、それほど自信を持って言える額ではないかなとも思っているわけでありまして。基準財政需要額に算入されるということは、これは当然、一般財源であることはわかります。しかし、国での説明、国会での説明と実態とがかけ離れていて、本音と建前が全然違うなということ、こういうあり方は望ましいことではないと僕は思っています。

あえてもう一つ言っておけば、雇用対策については、雇用情勢が悪化いたしておりますので、おそらく状況を見ながらでありましようが、事業の前倒しなどもきつとせざるを得ないような事態になるのかもしれない。そういう折には、私が申し上げたような趣旨もくんでいただいて、雇用対策に重点的に取り組んでいただきたいと思いますが、その辺について答弁をいただいて終わりたいと思います。

古賀総務部長

委員のご指摘を踏まえまして、明年度、経済雇用対策が、言うまでもなく最重要課題でございますので、これに機動的、効果的に対応していくという観点から、必要な予算につきましては積極的な計上を行えるように、財政運営上、十分留意してまいりたいと考えております。以上でございます。

（県立高等学校整備構想策定事業費について）

岡委員

それでは、竹越代表に引き続きまして、フォーラム政新から質問させていただきます。

この予算特別委員会は昨年に引き続きまして開催されるわけでありましてけれども、今回はこうしてテレビが入りまして、委員会が行われる。内田前議長さん、それから、現在の森屋議長さんをはじめ、先輩あるいは同僚議員に心から感謝を申し上げたいと思っております。

その中で、私は、今回の予算の中の87ページを中心といたします、県立高等学校整備構想策定事業費等について、まず伺わせていただきたいと存じます。申すまでもなく、この事業は、昨年は140万円が盛られていたわけでありまして、ところが、今年は60万円余ということでありまして、この事業につきまして、今までどのぐらい検討会が行われて、どのような状況になっていたのか、まずお聞きしておきたいと思えます。

・瀬教育長

今まで5回、検討会が行われました。その中で、定時制にかかわることであれば、夜間部は、働きながら学ぶ生徒に配慮しつつ、著しく入学者の少ない学校を再編、整備する方向で検討する、それから、昼間部は、定時制独立校を充実し、再編、整備する方向で検討するというような意見集約ができております。

岡委員

4回ないし5回にわたって検討されていった中で、昭和45年に建設され、

開校されて以来、約40年にわたって、生徒たちが学び、非常に老朽化し、狭隘化している中央高校は、どういう考え方でこれから運営していこうと考えておられるか、お聞きしておきたいと思います。

・瀬教育長 校舎につきましては、委員ご指摘のとおり、建築後40年近く経過し、平成19年7月に策定しました山梨県耐震改修促進計画において、本館や体育館等が未耐震化建物であるため、平成27年度末までに対応が必要な建物だとされているところでございます。教育内容につきましては、昼間部を希望する生徒が多く、不登校の経験者や全日制になじめない生徒など多様な生徒が在籍し、きめ細かな指導が求められているところであります。したがって、老朽化、狭隘化している校舎整備と生徒の多様化に対応した教育内容の充実、この両面から、教育環境の整備が必要だと認識しております。

岡委員 それなりに検討していただいているということはわかるわけでありませうけれども、教育長は、最近、視察に行っておられるのでしょうか。大変失礼でありますけれども、私たちフォーラム政新は、一昨年、視察をさせていただいた中で、学校当局あるいはまたPTA関係者、保護者の方たちと話し合う機会がありました。その中で、何とかしてほしいという考え方であります。

（写真のパネルを見せる）

見たとおり、これは美術の部屋のところですし、これが書道室でしょうか、実際問題として、がらくたの中というか、物置の中で勉強しています。これが今の山梨をしょって立つ高校生の学ぶべき部屋だとお考えになっておられるのでしょうか、お聞きします。

・瀬教育長 岡委員が視察をしていただいたときは、教室や机が雑然としていたのではないかと思います。もう少し整理整頓した教室で授業を行うなどの配慮が必要だったかなと感じています。特別教室棟だと思いますが、かつて他の部局から移管された建物を転用しているため、美術室あるいは書道室、通常、そのような特別室には準備室があるんですが、ここには準備室がございません。そのため、教材あるいは生徒がつくった作品、そのようなものも教室の中に置いてあるということで、教室が非常に狭く、そして古いというような状況はあると思いますが、できるだけ授業に支障なく使えるようにというような指導はしておるところでございます。

岡委員 今、教育長は、「行ったときが」というような言い方をされましたが、実は、ご案内のように、皆さん方に「定時制年度別在籍状況」という資料を配っております。実際問題として、中央高校の在籍者数は群を抜いているわけですね。これは定時制でありますけれども、中央高校は通信教育の生徒もいるわけです。通信教育の生徒は500人を超えているわけで、つまり、平成19年の、ここでは393人とありますけれども、このときには899名、900名になるとうとする生徒たちがいるわけです。通信教育の生徒は昼間来るわけです。そうしますと、夜間の人たちと一緒にになってしまう場合もあるわけです。つまり、夜間と言いながらも、昼間の生徒たちもいることはご存じだと思うわけです。そうした場合には、立って勉強しなければならないという実態もあると伺っています。それについて、どうでしょうか。

・瀬教育長 立って勉強するというような状況はおそらくないだろうと思っておりますが、そのくらい窮屈な中で授業をされているのだろうというふうなことは認識

をしております。

岡委員

時間がないのであれですけれども、私はやはりまさに山梨県をしょって立つ、21世紀をしょって立つ、その子供たちは、既に先ほどもお話しいたしましたように、言うならば、落ちこぼれあるいは不登校の子供たちだけではないですね。ほんとうに家庭的ないろいろな問題があって、普通学校に行けない子供たちが行っているわけです。私は、甲府工業高校のように、冷暖房付きの学校をつくってくれと言っているんじゃないんです。普通の子供たちが一生懸命学ぶ場所をぜひ提供していただきたい。つまり、グラウンドでさえもいつも、この前もちょっと言わせていただきましたけれども、とにかくソフトボールはできない、サッカーもできないようなグラウンドで学んでいる子供たち、生徒のことを、ぜひ教育委員会は積極的に考えていただきたい。

その中で、教育長は再三の答弁の中で、喫緊の課題と言っているわけです。喫緊の課題とはどういうことでしょうか。

・瀬教育長

中央高校における教育環境の整備につきましては、早急に対応すべき課題であると認識しております。中央高校が、定時制、通信制の中心的な役割を担っていることから、本県定時制、通信制教育全体のあり方を踏まえて整備する必要があり、現在、検討を進めている新たな県立高校整備構想策定後、一刻も早く整備計画を検討していきたいと思っております。

岡委員

わかりました。いつときも早くということで、実は、たしかお手元へ行っていると思うんですが、平成19年の新聞、山日新聞です。この中で、「中央高総合学科に改編」。その一番下のところに、「96年に県教委が策定した」云々とありまして、新たに設置する庁内検討委員会で検討していくと、この段階で言っているわけです。非常に遅い。対応が遅い。知事さん、この辺について、私は、大変失礼でありますけれども、知事さんのお考え、今から本県を担う子供たちのあり方について、ぜひこの学校について考えていただきたいと思うんですが、一言ご所見を伺います。

横内知事

私も、日曜日でございましたけれども、中央高校を見にいったことがございまして、確かに施設としては、これはまずいなという感じを強く持ちました。委員のお話にありましたように、単なる定時制というのではなくて、いろいろな事情を抱えた子供たちが昼間も学んでいる、大変重要な学びの場だと思っております。教育長からの答弁がありましたように、できるだけ早く改善を図るべきものだと思っております。教育委員会とよく相談をしながら、対応していきたいと思えます。

（産科医不足について）

岡委員

ありがとうございました。日曜日でありながらも視察に行っていたというお話を伺って、感謝をいたします。よろしく願いいたします。

引き続きまして、2点目であります。産科医不足について、80あるいは81、21ページについて質問させていただきます。実は80ページの産科医師後期研修奨励金について、私は高く評価をしたいと思っております。しかし、実際問題として、今回の予算の中では、4名について1人30万、120万の予算が組んでありますけれども、私はやはりできれば4名が5名、5名が7名、あるいは30万が50万というふうな形で、ぜひ産科医を増やしていただきたい、確保していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

小沼福祉保健部長

産科医後期研修奨励金の交付対象の人間を増やせるように努力せよということでございますが、この研修の要件は、県内の研修プログラムを持っている病院で研修する後期研修医という、これだけの条件でございますので、これ以上この条件を緩やかにするわけにまいりません。臨床研修医の段階で、産科医になる動機づけのためにこの制度がございますので、やはり積極的にPRをしていくしかないと思っております。来年度は、臨床研修医の募集の際とか、メールマガジンとかいうものの中で積極的にPRをさせていただきまして、ぜひ補正を組めるような状況にでも持っていただければと思っております。

岡委員

あと3分ばかりしかありません。実は私はこの間、産科医問題につきまして、ちょっとお話を聞いた過程の中で、常任委員会の中でも若干発言をさせていただきました。県病院であります。県病院に一昨年19年12月、国立甲府病院から山梨県立病院へ転勤なされたF医師さんという産科医さんがいたそうであります。その方は最終的に、その翌年の、つまり、昨年7月に峡東方面の病院へ転勤なされてしまいました。

この間、この先生の手腕、力量といいたし、卓越した医療の技術が素晴らしいということで、妊婦さんたちがほんとうに慕って来まして、皆さん方のお手元にお配りしてありますけれども、グリーンのところ、その産科医さんがいたときです。19年12月から翌年20年7月までおいでになった数字であります。ほんとうに素晴らしい先生だと、妊婦さんたちに信頼されていたとお聞きしているわけでありまして。できましたら、ほかのことも聞きたかったですけれども、時間がもうありませんから、この点について、どういう経過でどうなったのかという点をまず1点お聞きしておきたいと存じます。

小沼福祉保健部長

ご指摘の医師、F医師が、私どもの想定している医師と同じ方であるならば、この方は一身上のご都合でやめられたと聞いております。

岡委員

中身はよく聞いていただければわかったと思います。部長さんは、その方にお尋ね、あるいは家庭まで行って、どうしたのかというお話も伺わなかったのではないかと私は感じているわけでありまして。

あわせて、知事さん、できましたらその方をぜひ中央病院へ引き戻していただける、そんなことをお願いしたいと感ずるわけでありまして。このことは、この21ページのほうにありますけれども、私は、やはり県立中央病院の経営形態のあり方問題も含めて、考えていく必要があるかと思うわけでありまして。これだけ素晴らしい先生が今、おひとりでその病院にいるようで、産科医の仕事ができないということでありまして。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

横内知事

事情をよく調べまして、検討してみたいと思ひます。ちょっと状況が私もよくわからないものですから、よくよく調べさせていただきたいと思ひます。

(休 憩)

(明野最終処分場について)

内田委員

それでは、質問させていただきます。知事さんにご臨席いただいておりますので、すべて知事の答弁を求めたいと思ひます。

まず、明野最終処分場についてであります。私より前の質問者の議論も踏まえて、むだのない議論をしたいと思います。まず、処分場の運営計画あるいは処分場計画そのものについてですが、事業団が設立されたのが平成6年ですから、かれこれもう16年が経過するわけでありましてけれども、時代の背景とともに非常に変わったことがあると思うんです。知事は、この16年間でどのようなことがこの処分場の中で変わってきたか、まずそれについて知事の所感を伺いたいと思います。

横内知事

私も知事に就任して2年でございますので、処分場の計画について、過去について、そう定かに承知しているわけではありませんけれども、明野の処分場については、非常に厳しい反対がある中で、大変にご苦労をしながら、今日までできていると思っております。

具体的にどういうところが変わったかという、当然のことながら、平成6年に比べれば、今日では経済情勢も大きく変わっておりますし、また廃棄物の取り扱い、いわゆるリサイクルとかそういうふうなことも大きく変わっていると思います。その他もろもろ、ここ十数年の間に時代の大きな変遷がある。しかし、基本的にこういった公共関与の処分場が必要であるという点においては、当時と全く変わることはないのではないかと考えております。

内田委員

私は、時代的な背景で一番変わったのは、やはりリサイクルの技術というのが目覚ましく変わったと思います。というのは、平成3年から平成17年までの14年間で、最終処分量が4分の1になったというのを知事はご存じでしょうか。私はこれが一番変わった点だと思います。さらに、今後もしリサイクル技術は進んでいきます。リサイクル率は上がっていきますから、これは絶対変わってくると思うんです。私はそういう認識が知事の中にちょっと薄いのではないかなと、午前中の議論を聞く中で感じたんです。

もう一つは、法律が非常に厳しくなった、これも事実だと思います。おそらく十数年前の最終処分場というのは、民間の業者がいいかげんなことをやった時代だったんですね。そういう中で環境整備事業団が設立されてきたと思うんです。今の時代的な背景を考えたときに、必ずしも公共関与でなければならぬということはないと思っておりますけれども、その辺についても、先ほどのことと、知事のお考えをもうちょっとお聞かせください。

横内知事

確かにリサイクルが非常に進んできたということをご指摘のとおりだろうと思いますし、これからもそうであろうと思います。しかしながら、これは本県の産業廃棄物実態調査でありますけれども、いわゆる産業廃棄物の最終処分量は減ってきております。減ってきているというのは、経済がもちろん低成長になっているということもありますけれども、同時にやはりリサイクルが行われているために、要するに、外に出てくる廃棄物の処分量が減っていると。これは事実でございますので、平成15年においては、最終処分量は22万4,000トンであったと。それが平成18年度は18万6,000トンとなって、処分量は減っている。これはやはりリサイクルが進んでいるということだろうと思います。

しかしながら、山梨県の県内から県外に処分が出されている産業廃棄物の量は、変化があまりございまして、平成15年は4万3,000トン、平成16年は4万5,000トン、平成17年は4万5,000トン、平成18年は4万5,000トンというふうに、産業廃棄物の処分量そのものは減っておりますけれども、山梨県内で発生した処分量のうち、県外に持ち出されているもの

についてはあまり減っていないということでもあります。

そして、同時に、ご承知のように、最近、それぞれの県が、外から入ってくる廃棄物を受け入れることについて、だんだんいろいろな条例による規制あるいはその他規制を設けるようになりまして、簡単に県外からの持ち込みを認めないという方向になりつつあるという状況にあります。山梨県内に立地している企業も、自分のところから出た廃棄物を県外に持っていかなければいけないのだけでも、持っていっても、「そんなもの、持ってこられちゃ困るよ。それよりも、あんたの会社そのものがこっちへ来たらどうか。そうしたら、何ぼでも入れさせてやるよ」と言われたというようなことがあって、依然として県外に持っていくことについては、量はあまり変わらず、かつ、出すことについて非常に厳しい規制が各県でかかっているということで、県内でそういった処分場、公共関与の処分場をつくることの必要性は変わらないのではないかなと思うわけでもあります。

もう一つ、確かにこの間、廃掃法の規制が強化されて、民間の産廃処分場についてもかなり厳しい規制がなされるようになってきたわけでもありますけれども、廃掃法は、民間が処分場をつくるということを基本にしております。したがって、我々も民間が処分場をつくることについて、決してそれを否定したりとか、妨害をしたりとか、そんなつもりはないわけでもありますけれども、しかし、現実においてなかなか民間の処分場をつくるについては、地域の住民の反対があったり、あるいは非常に巨額のお金がかかるというようなことから、なかなか民間処分場が進まない。特に本県の場合には、民間の処分場が、ほかの県に比べて非常に少ない。そういう中で、できるだけ県内で処分していくためには、公共処分場の整備をしていかなければならないということであろうと思います。

なお、今、ここに資料はないのですが、依然として、国においても、民間に対する規制は非常に強化されたけれども、やはり公共処分場も必要であるという考え方に立って、それに対する国からの支援措置がなされている。これは最新のかつての「環境白書」、現在の「環境循環型社会白書」でもはっきり、公共関与の処分場の必要性は国も認めているところでもありますから、民間を決して否定するわけではないのですけれども、公共関与の処分場の必要性は依然として高いと思っております。

内田委員

今の理解は私も全く同じです。どうして公共関与の処分場をつくるかということは、民間だけでは足りないというものがあるわけですね。そういう中で出てきたということですから、その辺は全く同じなんですけれども、この間、環境整備事業団の風間理事長さんが委員会へ来られて、処分量の算定、それから事業収益について、「50億円ぐらいの赤字が出るんだっただけでも……」というような発言があったんです。私は、収益が、47億円の量を入れるのだと言っているときに、50億の赤字が出るなんていうことを理事長さんが放言するべきではないと感じたのですが、そもそもそういう感覚を持って、この処分場計画をつくったり、あるいは運営していくことに問題があるんじゃないかなと。おそらく風間理事長さんは、県内の産業の代表者ということで入られていると思うのだけれども、私は、その辺はちょっと感覚的には大ずれじゃないかという感じを持ちました。

そこで、先ほどから議論をしているのですけれども、知事自身は、公共関与が必要だけれども、でも、民間は否定するわけではないということですよ。そうしますと、私はこの際、最終処分場についての山梨県の条例をつくったほうがいいんじゃないかという気がするんです。条例をつくるということは、やは

りルールを決めるということなんです。安全だとか、安心ということが保証されるルールをきちんと条例で盛り込む必要があるのではないかなど。そういうことをまず県がしていけば、民間の参入も結構、でも、県もやりますよという状況になるのだけれども、条例の制定について、知事はお考えになったことがあるのでしょうか。

横内知事

条例をつくる意味がどういうことかということだと思っておりますけれども、委員からもご指摘がありましたように、廃掃法は今、相当厳しい規制を課しているわけでありまして、現在の廃掃法上の規制をきちんと守るということであれば、それ以上さらに厳しい規制を課する必要があるかどうか、その辺は私も定かに検討したわけではないのですが、さらに上乘せの厳しい技術基準を課する必要があるのかなど多少疑問に思っております。何か具体的に現在の廃掃法でこういう点が足りないということであって、それを条例によってカバーできるということであれば、条例ということもあるかもしれませんが、今の段階では条例は考えておりません。

内田委員

例えば、先ほどから知事は、民間を否定するわけではないと。民間の参入はオーケーだということですよ。そうしますと、今、問題になっているところがありますよね。あれは前の知事さんのときに、設置オーケー、だけど、関連法でだめだということで、まさに今、裁判になっているわけでありまして、ああいう事態が生ずるというのも、私はやはりきちんとした条例がないからではないかと理解をしているのですが、そういう感じはお持ちにならないですか。

横内知事

あれは私も当時の事情はよくわかりませんが、廃掃法上は基準に合致しているから許可をしたと。しかしながら、森林法あるいは砂防法上は、条件として、土地所有者の全員の同意がなければならぬけれども、全員の同意がないと。共有なのか、あるいは入り会いなのかはともかくとして、いずれにしても地権者全員の同意がないと。したがって、森林法上あるいは砂防法上は許可できないということで不許可になったということだろうと聞いております。

内田委員

私は、これは理解の相違だから仕方がないと思うんですが、そこで、午前中の議論の中でも出たのですが、環境整備事業団が実際に動き出してから見直しをしていくのだという話がありましたよね。知事もたしかそういう答弁をされたのだけれども、多分ご存じだと思うのですが、滋賀県の公共関与の処分場が、昨年の10月ぐらいだと思いますけれども、15年間で約100万トンの処分量を30万トンぐらいに減らした見直しをしたんです。ということは3分の2以上減らしたのだから、ものすごい金額の赤字になると思うのだけれども、試算ですと121億円ぐらいの赤字だということなんです。そういうものを事前に出されたんです。滋賀県というと嘉田由紀子さんという女性の知事だと思うのですが、私はすごいなと思うんです。そして、滋賀の県民にとってみたら、事前に県が計画して、公共関与でやってきたけれども、こういう状態だということを経営開示できるということはすごいなと思うんです。

ところが、うちの県はどうかというと、この間からの議論を見ていると、「いやいや、最初スタートしたときに赤字なんていうことが言えるわけない」という議論ですよ。委員会の議論で私はそうだったと思うんです。そういうところで推移して、今日の午前中からの会議の中でも、6カ月ぐらいかけた中で見直しをしていくと。だけど、ここにいる委員さんたちは、みんな、赤字になる

のだということがわかっているんです。そういう中でこの議論は、非常に私はばからしいと思うんです。

この際、きちんとした見直しをしたらどうですか。環境整備事業団はその義務があるはずで、スタートするまでに、毎年の聞き取りみたいなことをやるべきだと私は思うんです。我々が要求して聞き取りの調査をとというのは、整備事業団のやり方としては後追いですよ。そういうものがないから、山梨県は、ほかの県にとってみると、おくらしているという感じがするんです。やはり我々の後ろには県民がいるんですよね。県民に対するものをやはり出すべきだと思います。私はそういうのが説明責任だということだと思います。

横内知事

滋賀県の場合には、確かに平成5年度に計画をつくりまして、15年間で100万トンという受け入れ量を見込んでいたということでもあります。平成5年に100万トンという計画をつくって、それを最近まで全く変えなかった。それがあまりにも非現実的であったので、去年、変えたということなんです。

山梨県の場合には、今、出している23万トン入れるという計画は、最新のデータである平成15年から平成18年の産業廃棄物実態調査に基づいて昨年つくったものです。滋賀県は平成5年につくったものを昨年変えた。山梨県は昨年つくった。だから、変えていないというわけじゃなくて、昨年つくっているわけです。

これを今になってまた変えるかということになりますと、もちろん修正とかいうことはできます。できますけれども、見直しは見直しですから、非常に不確定要素があるわけです。特に産廃の処分量はこれからどうなるのか。30年間、いや、少なくとも5.5年ですが、どうなるかということ、経済情勢で大きく変わります。経済情勢が、3年間不況状態が続けば大きく減るし、1年ぐらいで終わればそんなに減らない。これを今の段階で見通すということがどれだけできるか。最新のデータを使って、もう既に去年やったわけです。滋賀県は15年前にやっているわけです。それを去年直している。山梨県は去年やったものが既にあるわけです。それを1年もたたない今、もう一回直すということが意味があるのか。

一方において、2カ月後には事業が始まるわけです。埋め立てが始まれば、1カ月たてば、実際、物がどんどん入ってくるわけですから、3カ月、6カ月たてば、実績がどんどん積み重なっていくわけです。そうすると、去年つくったものに対して、「これはちょっと少な過ぎるな。去年のやつは過大過ぎたな」とか、あるいは「こういう廃棄物がちょっと多過ぎるじゃないか」「少な過ぎるじゃないか」「単価が安過ぎるじゃないか」「高過ぎじゃないか」と、そういう議論が、かなり実態に即したものができるんです。

今、そういう実績も何も無いのに、しかも経済情勢がどうなるかわからないのに、去年つくったものを今年の今、見直して、どういう意味がある？それよりもやはり実績を見ながら、そして半年後ということですから、今年の12月ということになります。そのぐらいになれば、経済情勢もある程度、先行きどうなるかがわかってくるだろうと。そういうものを見ながら、実績を踏まえながら、より正確度の高い見直しをしたほうがいいのではないかと、私を私に申し上げているわけです。

内田委員

先ほど私は、環境整備事業団の理事長さんの話をしましたよね。本来、これは環境整備事業団が作成した計画あるいは調査であるはずですよね。実際にどこがやっているかは私も知りませんが、その理事長さんが、「50億ぐらいの赤字が出るんじゃないかと、それでなければ、問題ないじゃないか」

という言い方をしているわけです。そうすると、一般の県民にとってみますと、「ちょっと待てよ。最終処分場って一体何だ？」という感覚を持つじゃないですか。そういう中で計画が練られてきているずさんな計画だと思うじゃないですか。私はそういうことを踏まえて、県民に説明できるようなきちんとした見直しをすべきだということを言っているんです。

そして、もう一つは、聞き取り調査をした中で、同じ金額以下だったらば持ち込む、あるいは低い金額でも持ち込まないという人たちをトータルすると、6割ぐらいあるんです。そういう中で、90%は環境整備事業団の最終処分場に持ち込むのだという算定をすること自体も、非常にずさんだと思うんです。そういうことも含めて私は言っているんです。

横内知事

したがいまして、見直しは行いたいと思います。しかも、その見直しが、あるいは県民の間に、どうも環境整備事業団の中で何かマーケティングをしているんじゃないかというような疑念もあるかもしれませんから、そういうことができないように、きちんとした学識経験者等による第三者機関、チェック機関をつくって、そのチェック機関がきちんとしてチェックをしながら、県民の視点に立った、公正、公平な見直しをしていきたいと思っておりますが、あと2カ月後にもう埋め立てが始まるわけですから、その埋め立ての実績をきちんとして見直しのほうで、より正確度の高い見直しができるのではないかと考えますので、埋め立て開始後半年をめぐりに見直しをさせていただきたい。その見直しについては、第三者機関によってきちんとしてチェックをしながら、県民に十分にオープンに説明できるような形で見直しをしていきたいと、このように申し上げております。

（米倉山ニュータウンの利活用について）

内田委員

それでは、次に移ります。次は米倉山ニュータウンの利活用についてであります。これにつきましても、既にもう私の前の質問者の中で議論を重ねているわけでありまして、まず、太陽光発電についての位置づけみたいな話もたしか、午前中ありました。そして、環境政策の中に位置づけられるのだという話も多分あったと思うのですけれども、山梨県の環境政策の中で、太陽光発電が占める位置といたしますか、地位といたしますか、これについてまず知事に伺います。

横内知事

昨年12月の県議会で地球温暖化対策条例のご可決をいただいて、それに基づいて、現在、実行計画をつくっているところであります。パブリックコメントが大体終わりました、近々、県としてそれを決定させていただきたいと思っております。その中では、具体的なCO₂の削減目標も定めておりまして、2020年を目標にして、2005年に対し、CO₂の削減量を30何%削減するというような計画を立てております。これは本県としては、環境先進県と言える、意欲的な計画だろうと思っております。

そうやってCO₂を削減していく際に、何が一番効果があるかと。もちろん、大規模なCO₂を排出する事業者に対する規制措置とかその他いろいろあるわけですが、やはり一番効果的なのは、本県の自然特性を踏まえると、クリーンエネルギーを大いに活用していくということが大事だと思っております。日照時間日本一というものを踏まえた太陽光発電、それから、周りが山で、急流の河川が多い。したがいまして、小水力発電のサイトも非常に適地が多いことから小水力発電とか、そういうものを大いに振興することによって、クリーンエネルギーをできるだけ活用して、CO₂の削減を図っていきたいと思っ

ているわけです。したがって、本県の地球温暖化対策の大きな柱の一つとして太陽光発電があると思っております。

内田委員

太陽光発電が、山梨県が進めていく環境政策の中で非常に大きい柱だという位置づけをされているということですね。

それでは、米倉山の将来に向かっての利活用について、知事の基本的な考えを聞かせてください。

横内知事

米倉山につきましては、相当巨額な資金を使ってつくられたものでありますし、土地の少ない本県にとっては貴重な土地でありますので、ぜひ有効に活用したいという思いは強く持っております。私も就任して以来、密かにではありますけれども、アヒルの水かきの有効活用できないものかという、いろいろな検討もいたしました。しかしながら、現時点においてはなかなか難しいという状況であります。

しかし、あそこはリニアができる。駅がどこにできるにせよ、山梨県にリニアができれば、山梨県の立地条件は大きく変わっていき、土地利用の可能性が非常に高まってくるのではないかと、このことはまず間違いないだろうと思っております。そういうことから、リニアができる前後の時点になれば、いろいろな活用方策が考えられると思っておりますけれども、それまでの間のつなぎ的な措置として考えていくとすれば、今の段階でももちろん安く売り払ってしまえば、それは買うところもあるかもしれませんけれども、やはりそれだとちょっともったいない。それと、これだけお金をかけてやったものですから、やはり将来、山梨県の発展に資するような利用の仕方はしていきたい。そのためには、今、あまり慌てて、利用方法を決めてしまうよりも、リニアが近づいてきた時点で、いろいろな利用方法の可能性が出てきた時点で決めるほうがいいのではないかと。

それまで待って、その間の暫定的な利用方法があれば、それはそれでやっただいいんじゃないかと。そういう中で、太陽光発電という、本県の環境政策にも合い、また国の大きな方向にも合った、東電との共同のメガソーラー計画が出てきたわけです。そういった将来の、中間的な、つなぎ的な利用方法としては適当なものではないかと思っております。

内田委員

私は、知事の今の言葉の中で「つなぎ」という言葉が出てきたので、この前から非常に気になっているんです。委員会の中でも、執行部の方たちがそういう発言をされたんですけども。太陽光発電の位置づけは非常にいいわけですね。環境政策の中のメインに入れている。一方では、米倉山の利活用については、将来にわたっては、わからないのだけれども、その中のつなぎとして入れたいと。

どうも私の考え方とちょっと違うなというのは、太陽光発電をほんとうにメインに据えるのであれば、私は17年なんていうことではなくて、しかも東京電力と共同なんていうことではなくて、山梨県独自でやるべきだなと思うんです。それがやっぱり山梨県が全国に発信する一番いい方法だと私は思うんです。なぜかというならば、まさに今、知事が言われたように、日照時間日本一だから、ほんとうはベストは明野なのですが、明野に県有地がないのであれば、仕方がないとも思うんですけれども、つなぎだとかいうことを聞いてしまうと、太陽光発電に対して、ほんとうにそんなに思い入れがあるのかなと感じてしまうのではないんです。

そこで、先ほど言った、東京電力との共同というのは、午前中の議論の中で

もあったのだけでも、30億あるいは35億の、共同事業による国からの補助金があるわけですね。だけど、県がやった場合も多分、補助はあると思うんです。あるいは、東京電力独自でやっても多分あると思うんです。そういう中で選んだ道なのだけでも、どうもその発信力として弱いと私は思うんです。そう思いませんか。私は、もしやるんだったらば、県が単独でやったほうが発信力は全然強いと思うんです。たとえそこにお金がかかっても、152億の米倉山を提供しても、県独自でやったほうが、発信力は全然強いんじゃないかと思うんです。そういうものがあるから、無償はだめだよという議論が出てくるんじゃないですか。

横内知事

県独自でやるということももちろん選択肢としてあるかもしれませんがけれども、当初、60億とか要するわけでありまして。今の県の財政状況の中で60億というものを果たしてやるのか、そのことについて、県民の理解が得られるかどうかということはあると思います。

そうではなくて、私は、基本的には、だれがやってもいいのではないかと。だれと一緒にやっても。東京電力という会社は、民間企業ではありますがけれども、その信用度が高いわけでありまして、東京電力と一緒にやると。やるのであれば、一緒にやる。そうすれば、山梨県にとってみれば、実行計画に基づくCO₂削減をそれによって達成することができる。他方、東京電力は東京電力で、国から、メガソーラーという事業をやっていきなさい、電力会社の責務として先導的な措置をやっていきなさいということがあって、それをやろうとしている。

東京電力は電力事業者ですから、当然のことながら利益はもちろん上がらないわけですがけれども、そういうものをやりながら、将来の太陽光発電のためのいろいろな技術開発はやると思うんですね。技術開発はやる。山梨県が単独でやったときにそれができるか。ということも考えたりすれば、やはりここは東京電力と山梨県が共同事業でやるほうが、お互いにより相乗効果があるのではないかと思うわけです。

しかも東京電力という会社は、山梨県とは企業局の電気事業の売電という形で長い付き合いがありますし、彼ら自身の発想としても、山梨県というのは発祥の地だと思っているんですね。かつて甲州財閥が東京電力の前身である東京配電をつくり、そして、明治から昭和15年までは東京電力の社長はずっと山梨県出身の方だったわけです。少なくとも山梨県が発祥の地の一つなんです。駒橋という発電所は当時、アジアの水力発電所であり、それが東京に送られることによって、東京の電力を供給してきたわけです。そういう、東京電力にとってはゆかりのある県と一緒にやるということで、我々にとってもいいことだし、東京電力もこういう大きい事業をやるについてはふさわしいと思って判断したのだらうと思います。県が単独で何十億ということをやると、やっぱりそれぞれもちはもち屋が一緒になってやるというほうが相乗効果が上がるのではないかと思っております。

それから、明野がいいとおっしゃっているのは、明野は確かに日照時間が日本一ということになっておりますけれども、正式のデータがあるわけではありません。甲府市が、47都道府県庁所在地の中では日照時間が一番長いというのが、気象庁が発表している正式データです。甲府市ということは、米倉山のあたりだって、日照時間が長いというのはそんなに変わらないということなんです。明野は長いといえば長いのですけれども、これは明野中学校が、かつて中学生たちが調査をして、長かったということであって、それは気象庁のデータではない。気象庁のデータは、甲府市の日照時間が県庁所在地の中では一番

長いというデータでありますから、明野ならばよくて、米倉山ではよくないという議論は出てこないだろうと思います。

それから、つなぎという意味は、言葉のあやでありますけれども、17年たって、さらに太陽光発電の先進的なものがあり、これは引き続きやったらいいじゃないかということであれば、県民の皆さんがそれを認め、それがいいというのであれば、やったらいいということです。いずれにしても、太陽光発電というのは耐用年数が平均17年ですから、17年たてば、価値がゼロになります。だから、その時点で全く別の土地利用をするときには、あれはパタパタと片づければ、すぐ別の土地利用ができるわけです。だから、とりあえず17年ということにしておこうと。そこで別の利用を考えるか、あるいは、引き続きより先進的な太陽光発電をやろうということであれば、それはそれでもいいのであって、そのときの選択ということであります。つなぎという言葉は悪いかもしれませんが、意味はそういう意味であります。

内田委員

先ほど知事は、今年の12月ぐらいになると景気の見通しが出てくるんじゃないかと話をされたのだけれども、17年の中で景気が好転して、そういう状況が来たときに、今度は当然、企業誘致などをする場合には、補助金も返さなければならぬわけですね。そういうことも知事の中には想定してあるんですか。

横内知事

おっしゃるとおり、もし17年以内で何か新しい、もっといいものが出てきたというときには、さあ、どうするかという議論はあると思います。そのときには、東電だとか、あるいは補助金を出す経済産業省との協議、相談ですけれども、確かに、17年ということですから、いわゆる補助金の残存価値があれば、その残存価値分は補償するのかもしれないのかという議論があるし、それに見合う補助金の分は返済するのかもしれないのかという議論はあると思います。それを返済なりしても、さらによりいい、県民にとってプラスになる土地利用があるのであれば、それはやるべきだという議論もあるし、ちょっともったいないなということであれば、それはあきらめて、17年が終わるまで待つということもあると思います。

おっしゃるように、確かにこれをやれば、17年の間は制約されるということはあると思います。しかし、17年の間、絶対何もできないということではありません。太陽光発電の価値はどんどん減価してきますから、つくって二、三年で全部やめてしまおうとなれば、これは相当大きな補償をしなければいけないでしょうけれども、近づいてくれば、減価しますから、それは何らかの補償的なことをしても、別のものに変えたほうがいいという議論は当然あるでしょうし、そういうことだと思っています。

内田委員

いいでしょう。わかりました。その点についてはわかりました。

それで、前島委員が言われたこととちょっとリンクするのですが、私は、152億円を投入した県有地でありますから、知事は条例の例外規定みたいなところを多分使っているということだと思うんだけど、本来は議会の議決を必要とするわけでありますから、余計、県民に対しても、知事の強い思いをもうちょっと発信してもらいたいと思うんです。それともう一つは、やはり152億円かけた45ヘクタール近くの土地を提供するわけでありますから、もうちょっと県の売電に対する持ち分を主張してもいいのではないかなと私は思います。それは要望しておきます。

（北口県有地の活用について）

そして、次の質問に移ります。次は北口の県有地の活用についてでありますけれども、これについても委員会等でも議論を重ねてきたわけでありましてけれども、知事から直接聞きたいのは、一時凍結は確かにしました。一時凍結はしましたが、その後、見直しというようなこともちょっと言われたのですけれども、多分、私たちと知事の見直しというのは食い違っているんじゃないかと思うんです。そこで、知事の考えている見直しということについて、説明をまずしていただきたいと思えます。

横内知事

こういう経済情勢ということで、高度情報化拠点については一時凍結ということにいたしました。そして、経済情勢の推移を見て、経済情勢が許す状況になったら再開するということになるわけでありまして、ただ、状況が変わることは当然あり得るわけでありまして、状況の変化に対応して、必要な見直しは行うということであります。

極端に言うと、この世界的な同時不況が終わった後の経済というのは、前とは随分違うものになるということを使う人もいます。そういうふうな経済状況がらっと変わるということもある。状況がうんと変われば、かなり大きく見直さなければいけないということもあるかもしれませんし、そんなに大きく変わらないということであれば、今のままいくということももちろんあるでしょう。

いずれにしても、ヘビが棒を飲んだように、今の計画を100%全く動かさないということではない。やはり状況が変われば、状況の変化に対応した、弾力的な対応はしていかなければならないという意味で見直しということを行っているわけでありまして。

内田委員

知事がふだん発言している中で、景気の先行きについての見直しについて、私たちが考えるより、知事のほうが、よくなるという部分において考え方がいつも甘いなと思っておりますけれども、知事はちょっと楽観的な部分が強いと思っております。私たちは、むしろ景気の先行きの不安というのはすごくありまして、特に山梨県はそういうものを持っていると思っております。そういう中で、特に情報産業の先行きというか、将来については、知事はどういうふうな考えられているんですか。

横内知事

景気の見直しについては、今の段階では、端的に言うと、わからないと言えないわけでありまして。いろいろな人がいろいろなことを言っているわけでありまして、ただやはり我々としては、個人的には、あるいは希望的な観測ではありますけれども、今年後半ぐらいには何とか底を打っていくのではないかと考えているわけではあります。景気というのは気分の気ですから、あまり暗いことを言うよりは、県庁の立場としては、やはり明るい面を見ながらやっていく必要があるのではないかという思いもあって、希望的な観測みたいなものもあることは率直にそのとおりであります。

情報産業の将来ということでありますけれども、情報通信産業というのは、従来、成長産業でありまして、これは平成7年から平成18年の数字ですけれども、情報通信産業の成長率は年平均で7.1%。全産業が1.3%に対して、かなり高い成長を持ってきたということであります。今後はどうなるかということがありますけれども、私はやはり産業全体の成長率よりも高い成長率を続けていくのではないかと考えています。

といいますのは、やはり企業はこれからますます合理化をしたりしていくと

ということになると思いますが、そうすると、やはりできるだけコンピューターをいろいろな形で使っていくという方向になります。例えば今、かなりの大きい企業が、お客さんからのクレーム、製品のクレームなどについては、いわゆるコールセンターと言われる情報産業に外注している場合が多いわけです。その企業の従業員が答えているのではなくて、全く別の人が、場合によっては大連でそういうクレームに対して答えている場合もあったりするわけで、そういうことも含めれば、情報産業はこれからも引き続き成長産業ではないかと思っております。

内田委員

そうしますと、知事の中では多分、今、図書館は先行してつくって、そして、何年かおくれで、計画した情報拠点をつくって、それを当時考えていたようなリンクをさせるということだろうと思います。

私は個人的には、あの県有地の活用については、地域経済の活性化に直接的に結びつくような活用をしたいと思うんです。そして、県民共有の財産でありますから、そういうことを考えたときに、知事が考えていることで、果たしてにぎわいの創出ということまでできるのかと非常に疑問があるわけです。

あその県有地のもともとのありようというのは、道路に面している部分は民有地だったということは多分、知事をご存じないのではないかと思います。これは前の山本知事が甲府市長の時代には、民間の企業が持っていたことがあるんですね。それを県有地にまた戻したと。

どうして民間が持つようにしたかということ、これはやはりにぎわいの創出とか、あるいは地域経済の活性化には、民間活力の導入が一番いいと考えていたんですね。県がお金を出して公共施設をつくるのではなくて、民間が民間の力でやったほうがいいんだというものがあつたんです。それを今度、知事さんになられたときに、また変えたわけなんです。そして、集めた。そういう中であの計画をつくってきたのですけれども、私は個人的には、市長さんの時代に前の山本知事が考えたことのほうが正しかったような気がするのですけれども、民間の活力であそこを活性化したほうがいいというお考えは、知事の中にはもともとなかったんですか。

横内知事

それは民間の活力はなかったかといえ、むしろあつたと言うべきだと思います。であるがゆえに、また高度情報化拠点というものを考えたときに、これは県で箱ものをつくるよりは、民間の活力でやったほうがいいと思ったわけで、そのように計画をしているわけです。ただ、新県立図書館整備検討委員会が、図書館についてどこがいいかという議論をしていく中で、北口がいいということになっているものですから、図書館を北口に設置をするという場合に、これはやはり県が直接つくるといふことにすべきではないかと思うわけです。図書館は民間につくらせるというよりも、県が直接つくっていくほうがいいのではないかと思、そうしているわけです。しかし、あそこを民間活力を使って活用していくということについては、私は基本的には、県民の税金を使ってやるよりは、そうしたほうがいいと思っております。

（国関係法人への負担金について）

内田委員

それでは、最後の質問に移ります。国の関係法人、これは財団法人とか、もろもろの法人があるのですけれども、全国47都道府県の知事さんの中には、国あるいは国の関係法人に対する負担金あるいは分担金といったものに対して、見直しをしたり、あるいはそういうものはもう出さないというような検討をしているところがあるんです。具体的に言いますと、大阪の知事さんや、あ

るいは東京の知事さんなどがクレームをつけた部分があるんですけれども、知事はそれらについて、今まで検討した、あるいはこれから検討していくようなことはあるんですか。

横内知事

これにつきましては、全国知事会で特別委員会が設置されて、かなりたくさんの方々に都道府県が提出しているわけでありまして、そういった分担金のあり方について検討をしております。各県ばらばらでやるよりは統一して、これは都道府県にとって必要だ、これは必要はない、あるいはこれは大き過ぎるというような判断をしたほうが良いということで、そういうやり方をしているわけでございます。そういった中で、廃止、縮減というような方向で、現在かなり改善されてきているのではないかと考えております。今後もやはり具体的にその分担金が適当かどうかといった議論は引き続きチェックして、必要があれば、知事会等も通じながら、見直しを要請していきたいと思っております。

なお、おっしゃった件は、多分、自治体国際化協会のことだろうと思うのですが、金額のよしあしはともかくとして、これも縮減をしたのですけれども、大阪府とか東京都とか、独自に海外事務所を持てるようなところはともかくとしまして、山梨県のような独自に事務所も持てない県にとっては、大変有意義な、有効なものであります。

私が例えば中国・四川省に行ったときも、北京に行ったときも、必ず自治体国際化協会の事務局長が出てきて、一生懸命、いろいろなアポをとったり、何かとやってくれているんですね。例えば、北京に去年、おとし行ったときには、北京市長に会いましたけれども、北京市長に会うあっせんをしたのも、自治体国際化協会の所長がやってくれたというようなこともありまして、やっぱり彼は彼なりに、海外事務所を持てない自治体のために一生懸命サービスをするという姿勢は持っているというふうに評価しておりますから、一概にそういうものがだめだとかいうことは、私どもは考えておりませんが、額としていいかどうかということ、やはりチェックはしていく必要があると思っております。

内田委員

これは私がある取り寄せた書類で知ったんですけれども、例えば今の自治体国際化協会は、役員さんが常勤役員5人のうち、4人が霞が関からの天下り、そして、5人の報酬の総額は8,000万円だったんですね。そういう中で組織されたものに対して、全国の知事の中にはクレームをつける知事さんもちろぬいるわけですね。これは私がいただいた資料ですと、総数で80団体ぐらいですね。金額の総額は6億5,000万ぐらいに上がるんです。要するに、山梨県から提出をして、負担をしたり、分担したりしている金額が、年間で6億5,000万ぐらいあるわけですね。私はこの際、こういうものの精査をきちんとすべきだと思います。その点について答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

横内知事

いろいろな関係法人への負担金の妥当性については、しっかりとチェックをいたしまして、県が単独でやる場合、あるいは知事会等を通ずる場合もあると思いますけれども、見直しが必要というときには、見直しの要請をしていきたいと思っております。

（住宅供給公社について）

白壁委員

残り7分ということで、よろしく願いいたします。

実は先日、佐賀県庁に電話いたしました。それと、指定管理者をされている会社に電話をしました。佐賀県庁の県土づくりというところでお話を聞きましたら、「佐賀県は財政的に大分厳しい。ですから、改革をしっかりとしています」というお話がありました。

それで、76ページの分譲事業支援補助金ということで2億4,000万が計上されております。この補助金の目的を説明していただければと思います。

下田県土整備部長

この分譲事業支援補助金の目的でございますけれども、県の住宅供給公社の現在の経営計画が平成17年に策定されており、これに位置づけられた補助金でございます。実は供給公社の分譲事業で出ました損失の一部を補てんすることによりまして、欠損金を縮減すると。それをもって、公社の経営の安定を図ると、そういう目的のものでございます。

白壁委員

この件については大分前から論議いただいているところでありますけれども、改めてお聞きしているところでございますので、よろしくお願ひいたします。この補助金がいつごろから始まって、いつまで続くのかをお示しいただきたいと思ひます。

下田県土整備部長

この補助金でございますけれども、平成17年度から36年度まで、20年間でございます。

白壁委員

補助金の全体的なスキームをお示しいただければと思ひます。

下田県土整備部長

目的は先ほど述べたようなことで、損失額の一部を補てんするというもので、毎年2億4,000万円を補助するというものでございます。これは平成17年にこの補助制度をつくりましたときに見込みました事業の損失額をもとに算定したものでございます。

白壁委員

日曜日に響が丘へ行き、現地の販売の方にお聞きしました。当初の計画の中では売却をするということでありましたが、どうですかという話をしましたら、いや、大変難しいと。中央道の入り口の並んでいるところが、正面にちょっといかがわしいホテルがあるものですから、ここが売れないと。ほかのものについては、ハウスメーカーに買っていただきましたということでございました。いわゆる経営計画にのっとった残が何棟ぐらいあるのか、昨年度分でお願ひいたします。

下田県土整備部長

現在の公社の経営計画は、販売計画は全部で406区画ということでございまして、19年度末で残っておりますのが119区画ということでございます。

白壁委員

もうちょっと先へ行っているんですけど。今年度、14戸残るということをお願ひして言っていました。あれは間違っているんですかね。経営計画の中では、今年度すべて売る予定じゃなかったんでしょうか。

下田県土整備部長

失礼しました。昨年度末で119戸残っているものを、今年度、完売する予定でございました。

白壁委員

ということは、14戸残っているということでございますね。この14戸残るとということは、2億4,000万支出するのが20年間で35年までということになりますと、その全体スキームが狂ってくると思うんですけれども、この点についてはいかがでしょう。

下田県土整備部長

残り14戸ということでございますので、今後、これは非常に厳しい状況はあるわけでございますけれども、いろいろ工夫する中で、完全売却に向けて取り組んでいくということで、現在あります経営計画に大きく影響があるものとは現時点では想定はしていません。

白壁委員

16年、5年前につくった計画がバラ色だったんですね。ということは、先ほどもそうですけれども、甘いんですよ。甘いから、最終的に14戸、本来は今年度に売るべきものを売り残してしまって、来年度は何とかしますと。必ずそこには売れない理屈をつけるんです。たった2億4,000万ですか。されど2億4,000万ですか。これはだれのお金ですか。皆さんのお金ですか。県民のお金ですか。よく考えてください。

それと、これからあと数年間のうちに経営計画をつくります。これについて、もうつくってあるんでしょうか。できているとしたら、お示しいただければと思います。

下田県土整備部長

経営計画につきましては、現在策定中でございます、今年度内に策定の予定でございます。

白壁委員

示せないの？

下田県土整備部長

現在、策定中でございます。

白壁委員

今度の経営計画、いわゆるこれから企画をしていくためには、いろいろなことがあると思います。14戸売らなければならない。それともう一つは、3つの部門に分かれている中の管理部門、これについても見直しをかけなければならないと思うんです。

知事、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今、山梨県というのは、経常収支率が、95%とか言われましたよね。大変厳しい硬直化した財政になっていると。その中で、これからまだ県営住宅を、公で、県でつくろうとされております。いかがですか、知事、下田部長。

下田県土整備部長

県営住宅につきましては、古くなったもの、耐震性の劣るものについての改築が計画的に進んでおりますので、何かを新たにつくるという計画はございません。

白壁委員

建てかえの計画もあるわけですね。もちろん建てかえというのは、あるやつを壊して新しいものをつくるわけです。新たなところへ行って増やすんじゃないでしょう？例えば他県などを見ますと、小さなところを廃止して、普通財産に持って行って、新たなところにつけて、またそこへ今度は使いやすいような形にするとか、もしくはPFIでやるとか、民間に任せるとかということを考えているんです。

指定管理者制度が動いたのが平成15年3月でしたか、その後、住宅公社保護法のような、国交省の住宅局の通知が来て、16年3月に、指定管理者でなければだめだとか、望ましくないというようなことがあったんですけども、先ほど言いました佐賀県は、管理部門を5つの区域に分けて、そのうちの一つを16年にスタートして、あと4区画については、今年度から指定管理者にしたそうです。すべてです。我々みたいな、特公賃だけだとか、県営住宅はしませんなんていうものじゃないんです。そして、さらに経費を削減しながら、財政的に不如意で厳しいから、だから、我々はするんだということをきのう言われていました。知事、こういうことに対して、いかがでしょうか。知事のコメントを求めます。

横内知事

公営住宅の管理につきましては、確かに指定管理者というやり方も当然あるだろうと思いますし、管理委託というやり方もあるだろうと思います。本県の場合には指定管理者制度はとっていないわけでありましてけれども、指定管理者制度がいいのではないかという議論は確かにあるだろうと思います。いずれにしても、その辺のところはより能率的な、同時にまた、居住者に対して行き届いたサービスができるかということで判断することで、よくよく検討していきたいと思います。

白壁委員

管理をいたしますと、管理費用が入ります。そして、今は市町村の分も受け持っております。これは住宅供給公社を温存するためにそういうことをしていると私は思えて仕方ないんです。要は、県のものについても、指定管理者として、公社じゃなくてですよ、公社も民なんですが、民を利用しながら、先行的に、先駆的に実践をされているところで研究をされて、経費を圧縮しながら、人件費だけでなく、あらゆる面の経費を削減する。そして、一番問題だというのは、例えばプライバシーの問題だとか、職員の再雇用の問題だとか、この辺はすべてクリアされていると言われていました。ぜひ最後に、知事、もう一度お考えをお示しいただければと思います。以上です。

横内知事

同じような答弁になるわけでありましてけれども、管理代行制度ということで、住宅供給公社が管理をやっているわけでありまして、確かに全国の状況を見ると、管理代行をしている県が15県、指定管理者制度をとっているものが28県というような状況になっているようでありまして、指定管理者制度というものも有力な管理方法の一つとなっております。いずれにしても、どちらの管理の方法がいいか、他県の例等もよく勉強しながら、検討していきたいと思えます。

白壁委員

ありがとうございました。

以上

予算特別委員長 高野 剛